

○第二十五回 衆議院議事速記録第九號

明治四十二年二月十八日(水曜日)午後一時十二分開議

議事日程 第八號 明治四十二年二月十八日

午後一時開議

第一 沖繩縣罹災救助基金法案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 帝國鐵道會計法案(政府提出) 第一讀會

第四 市町村立小學校教育費國庫補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第六 違警罪即決例廢止法律案(下部喜太郎提出) 第一讀會

第七 刑法中改正法律案(小河源一提出) 第一讀會

第八 商法中改正法律案(松田源治君提出) 第一讀會

第九 印紙稅法中改正法律案(木村半兵衛君提出) 第一讀會

第十 渡頁瀨川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案(武藤金吉君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 工作物保護ニ關スル法律案(高木益太郎君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 教育基金填補ニ關スル建議案(荒川五郎君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十三 醫育統一ニ關スル建議案(八木逸郎君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十四 (特別報告第一號)利根川水害豫防工事速成ノ請願外十六件 (委員長報告)

第十五 (特別報告第二號)酒田新莊間鐵道急設ノ請願 (委員長報告)

第十六 (特別報告第三號)山陰縱貫鐵道速成ノ請願外一件 (委員長報告)

第十七 (特別報告第四號)足尾銅山鑛毒被害地地價修正ニ關スル請願外二件 (委員長報告)

第十八 (特別報告第五號)足尾銅山鑛毒被害地地價修正ニ對シ再修正ノ請願外一件 (委員長報告)

第十九 (特別報告第六號)裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第二十 (特別報告第八號)海獸捕獲及海獸製革保護獎勵ニ關スル調査ノ請願 (委員長報告)

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス (書記朗讀)

貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル政府提出臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行券ノ引換期限ニ關スル法律案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

一政府ヨリ左ノ質問書ニ對シ答辯書ヲ送付セラレタリ

韓國橫貫鐵道敷設ニ關スル質問主意書(桂內閣總理大臣) 沖繩縣醫師會役員解職ニ關スル質問主意書(平田內務大臣)

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

衆議院議員金尾稜嚴君外二名提出韓國橫貫鐵道敷設ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十二年二月十八日 內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙) 衆議院議員長谷場純孝殿

衆議院議員金尾稜嚴君外二名提出韓國橫貫鐵道敷設ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 韓國橫貫鐵道ハ政府ニ於テモ其必要ヲ認ムルモ敷設ノ時期ハ明言シ難シ

二 敷設ノ方法ニ就テハ日下調査中ニ屬ス

右及答辯候也

明治四十二年二月十八日 內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議員山根正次君提出沖繩縣醫師會役員解職ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十二年二月十八日 內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議員長谷場純孝殿

(別紙) 內務省衆甲第一號

衆議院議員山根正次君提出ノ沖繩縣醫師會役員解職ニ關スル質問ニ對スル答辯書

明治四十一年五月中沖繩縣醫師會役員會ハ同縣立中學校長大久保周八同校教諭高良隣徳カ生徒ニ對シ種痘ヲ行ヒタルハ不當ノ所爲ナリト決議シタルニ依リ沖繩縣知事ハ之ヲ以テ權限ヲ超エタル違法ノ行爲ナリトテ取消處分ヲ爲シタリ

然ルニ醫師會總會ハ更ニ知事ノ取消處分ヲ不當ノ所爲ナリト決議シタルヲ以テ知事ハ又之カ取消處分ヲ爲シタルニ役員會ハ重テテ右取消處分ハ不當ナリト決議シタリ依テ知事ハ右役員ノ行爲ハ其ノ權限ヲ超エテ違法ノ行爲ナルモノニシテ

解職處分ノ必要アルヲ認メ之カ認可ヲ申請シタルヲ以テ內務大臣ハ知事申請ノ正當ナルヲ認メ醫師會規則第十五條ニ據リ之ヲ認可シタルモノトス

質問理由書ニ依レハ醫師法ニ基ケル醫師會ノ建議ニ對シ取消處分ヲ爲シタルカ

如ク記載シアルモ該建議ト前項ノ決議トハ各別箇ノモノニシテ右建議ニ關シ取消又ハ解散ノ處分ヲ爲シタルモノニ非ラス

明治四十二年二月十八日 内務大臣法學博士男爵平田東助

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
鐵道改築及航路開始ニ關スル建議案

提出者 三浦 覺一君 荻野 芳藏君 吉植庄一郎君
岩田 信君

一藏原惟郭君ヨリ外交ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

外交ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十二年二月十七日

提出者 藏原 惟郭

贊成者 大竹 貫一
外三十一名

外交ニ關スル質問主意書

一 問島問題ハ我保護國タル韓國主權ニ關スル重大ナル問題タルハ勿論國民保護上一日モ等閑ニ附ス可ラサルモノナリ然ルニ政府ノ之ニ對スル交渉甚シク緩漫ニ失シ一昨年來何等ノ進捗ヲ見ル能ハサルハ何ゾヤ或ハ我カ當局者ニ於テ讓歩ノ内意アルヤニ嚙スルモノアリ吾人ハ之ヲ全然非認スルモノナリト雖モ萬一政府ニ於テ讓歩スルコトアリトセハ之ニ對スル政府ノ交換條件アリヤ否ヤ之ニ對スル政府ノ答辯如何

一 新法線鐵道問題タルヤ北京條約ノ精神ニ照シテ帝國權利ニ屬スヘキハ一點爭フヘキ餘地ヲ存セス故ヲ以テ英人其ナルモノノ之カ經營ニ關係スル商會社タルノ事實アルニモ拘ラス英國政府ハ我要求ノ正當ナルヲ認メ何等異議アルナシト云フ然ルニ今日ニ至ル迄清國政府ノ之ニ對スル保證ヲ得ル能ハサルハ我外交ノ面目感信ニ關スルコト大ナリ政府ノ之ニ對スル覺悟ト交渉ノ顛末如何

一 安奉線鐵道附近ノ鑛山發掘權ノ有無ハ我國權利ノ係ル所ノミナラス滿洲開發上一日モ緩ニスヘカラサルコト明ナリ政府ノ之ニ對スル交渉アリヤ否ヤ果シテ之アリトセハ交渉ノ結果如何

一 辰凡不法抑留ノ件ニ關シテハ政府ハ先キニ強硬ナル抗議ヲナシ其提議ニ應スル意ナキヲ見ルヤ斷然タル處致ヲ採ルノ言明ヲナシタリ而テ清國政府ノ謝罪賠償ヲ得ルノ條件ヲ以テ事漸クニシテ著セリト雖モ吾人ハ今日ニ至ル迄其損害ノ賠償サレタル事實アルヲ認ムル能ハス政府ハ何故ニ清國政府ヲシテ之カ賠償ヲ實行セシメサル其間何等カノ事情ノ存スル在テ之カ解決ヲ見ル能ハサルカ政府ノ之ニ對スル覺悟ト其遷延ノ理由トハ如何

一 日露交戦ニ際シテ旅順港大連灣ニ於ケル露國人民ノ私有財産ニ對シテ露國政府ハ三百萬圓ノ代償金ヲ要求シタリト聞ク果シテ然ラハ政府ハ之ニ對シテ賠償スルノ意思アルヤ如何

一 昨年十月十七日「デーリーレグラーフ」ノ報スル獨逸皇帝陛下ノ某外交家トノ會談中極東ニ關スル言明ハ明ニ獨逸皇帝ノ日本帝國ニ對スル國際的友誼ヲ缺ク重大事件タリ而シテ皇帝ノ言明カ事實タルコトハ獨逸議會ノ重大ナル問題タリシ事實ヲ以テモ一點疑ナキ所ナリ況ヤ堂堂タル獨逸帝國ノ元首ノ言明ナルニ於テオヤ帝國政府ノ之ニ對スル覺悟ト手段トハ如何

一大平洋沿岸合衆國連邦各州議會ノ排日案ハ幸ニシテ非決セラレタリト雖モ其後ノ電報ヲ以テスレハ紐育州其他各地ニ排日ノ氣勢益盛ナルモノアリ以テ同國輿論ノ向ノ所測知スルニ難カラス今ニシテ之カ根本的解決ヲ見ルニ非スハ日米間五十年來ノ親交モ遂ニ悲ムヘキ結果ヲ見ルニ至ルコトヲ恐ル而シテ兩國ノ關係如何ハ世界平和文明ノ消長ニ關スル事偉大ナリ政府ハ如何ナル手段ニ依テ日米間ノ問題ヲ解決シテ帝國ノ威信ト權利ヲ確持スルト同時ニ兩國ノ親交ヲ進捗セシメントスルカ其手段方針如何

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一 去ル十六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

度量衡法改正法律案

鵜澤 總明君

中村 啓次郎君

岡崎 運兵衛君

執達吏規則中改正法律案外一件

關 信之介君

向坂 弘君

福留 清四郎君

未成年者飲酒禁止法案

根本 正君

津久居 彦七君

違警罪即決例ニ關スル法律案外一件

長島 鷲太郎君

橫井 甚四郎君

飯田 新右衛門君

松野 祐次郎君

岡井 藤之丞君

清水 司太郎君

內地及臺灣司法共通ニ關スル法律案

竹越 與三郎君

福岡 精一君

萩野 芳藏君

藤代 市之輔君

森田 俊左君

質屋取締法中改正法律案

澤田 佐助君

鷲田 十三郎君

石田 孝吉君

居留民團法中改正法律案

三土 忠造君

橫井 時雄君

佐々木 文三君

大内 暢三君

山田 珠一君

塚田 啓太郎君

中沼 信一郎君

磯部 保次君

夏井 保四郎君

大熊 三之助君

豐增 龍次郎君

阿部 政太郎君

町田 旦龍君

齋藤 巳三郎君

阿部 德三郎君

岩田 信君

山岡 國吉君

的野 半介君

矢島 浦太郎君

下部 喜太郎君

齋藤 珪次君

板倉 中君

武滿 義雄君

神崎 東藏君

小川 越進君

宮古 啓三郎君

稻村 辰次郎君

村田 虎次郎君

富安 保太郎君

吉植 庄一郎君

松田 吉三郎君

柵 瀨軍之佐君

星 一君

東 又七君

山田 卓藏君

花井 保之助君

島田 庫君

富島 暢夫君

伊東 祐賢君

井阪 光輝君

服部 綾雄君

立川 雲平君

松田 源治君

吉野 孫太郎君

加藤 正英君

牧野 平五郎君

高木 益太郎君

齋藤 珪次君

菊池 侃二君

原田 十衛君

高柳 覺太郎君

世良 靜一君

花井 卓藏君

三浦 盛徳君

澤來 太郎君

堀谷 左治郎君

日向 輝武君

村上 先君

大津 榮之進君

倉光 藤太郎君

守屋 此助君 金尾 稜 嚴君
 私設鐵道法中改正法律案外一件 三浦 覺 一君
 武藤 金吉君 木下 義之君
 古井 由之君 米田 穰君
 須藤 嘉吉君 多木 繁次郎君

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ
 度量衡法改正法律案 中村 啓次郎君
 委員長 理事 花井 卓藏君
 執達吏規則中改正法律案外一件 理事 大熊 三之助君
 委員長 理事 齋藤 巳三郎君
 未成年者飲酒禁止法案 理事 齋藤 巳三郎君
 委員 理事 松田 源治君
 違警罪即決例ニ關スル法律案外一件 理事 下部 喜太郎君

委員 理事 松田 源治君
 內地及臺灣司法共通ニ關スル法律案 理事 下部 喜太郎君
 委員 理事 福田 又一君
 竹越 與三郎君 理事 齋藤 二郎君
 質屋取締法中改正法律案 理事 澤田 佐助君
 委員 理事 加瀬 禮逸君
 堀谷 左治郎君 理事 榑 瀨 軍之佐君
 居留民團法中改正法律案 理事 榑 瀨 軍之佐君
 委員 理事 榑 瀨 軍之佐君
 橫井 時雄君 理事 榑 瀨 軍之佐君
 私設鐵道法中改正法律案外一件 理事 榑 瀨 軍之佐君
 委員 理事 榑 瀨 軍之佐君
 武藤 金吉君 理事 榑 瀨 軍之佐君

○議長(長谷場純孝君) 會議ヲ開キマス、議員青木新次郎君ヨリ病氣ニ付キ十八日ヨリ向フ一週間ノ請假ヲ願出テラレマシタ、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、許可スルコトニ決シマス、鐵道建設ニ關スル建議案外一件特別委員長島慶彦君病氣ノタメ辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、許可致シマス、而シテ該委員ハ議長指名テゴサイマスカラ、其補闕トシテ奥田榮之進君ヲ指名致シマス、未成年者飲酒禁止法案特別委員長神前修三君昨十七日病氣ノタメ辭任ノ申出ガアリマス、右委員會合ハ本日了結致シシタカラ、此事ケケテ病報告致シ置キマス、沖繩縣糖商同業組合立川雲平君外五名ノ紹介ガアリマス、右請願書ハ衆議院規則第四百四十八條ノ署名捺印シテ提出スベシトノ規定ニ違反シテ居リマスガ、同縣ハ交通不便ノ處デモアリ、目下本院ニ於テ砂糖消費稅法ニ關スル法案ノ審査中デアリマシテ、至急ヲ要スルカラ、之ヲ有效トシテ受理シテ貸ヒタイト云フ 紹介議員カラノ請求ガアリマス、之ヲ受理シテ差支アリマセヌカ、一應御諮リ致シマス

(贊成) 異議ナシ(ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

官報號外 明治四十二年二月十九日 衆議院議事速記第九號 議員請假及委員辭任並ニ補闕選舉ノ件 藏原惟郭君ノ質問演說 一三九

(藏原惟郭君登壇)
 ○立川雲平君 質問ト藏原君ニ私ハ御相談致シタイ、御許ヲ願ヒタイ
 ○議長(長谷場純孝君) 此質問演說ノコトニ付テラスカ
 ○立川雲平君 サウデス、私竊ニ考ヘマスニ、藏原君ノ外交ニ關スル御演說ハ餘程傾聽スベキモノデアリト信ジマス、今日ハ生憎外務大臣モ出テ居ラヌヤウデアリマスカラ、筆記テ示スヨリハ、ヤハリ出テ居ルキニ御演說ニナル方ガ餘程利益デアラウト思フ、今日ハ御止メニナツテ、他日大臣ノ出席ノ折ヲ見テ、御演說ニナツテ如何デアリマスカ、チヨット御相談致シマス

○藏原惟郭君 立川代議士ノ御忠告ハ有難ク感謝致シマスガ、國務大臣ガ出席セラレ、コトハ固ヨリ熱心私ノ希望スル所デアリマス、併ナガラ殆ド豫算了結ノ曉ニ於テ國務大臣ハ殆ド議會ニ關セザルモノ、如ク、立川君ノ御話ノ如クニ殆ド一人モ此席ニハ國務大臣ガ居ラヌヤウニ思ハレマス、何時マテ待テ居テモ際限ノナイコト、考ヘマス、故ニ私ハ國民ノ代表者タル諸君ニ訴ヘ、併セテ天下ニ訴ヘンコトヲ欲スルノデアリマスカラ、國務大臣ノアルナシニ拘ハラズ進行シタイト心得マス、左様御承知ヲ願ヒマス(拍手起ル)諸君、過日外交問題ニ付テ聊カ見テ述ベマシタ所ガ、不幸ニシテ聲明ナル諸君ノ容ル、トコロトナラズ、滿場ノ喝采場裡ニ埋没セラレタ次第デアリマス、今日ハ敢テ會稽ノ耻ヲ雪ク意味デアリマセヌカ、國家ノためニ一片ノ誠意ヲ有スルタメ萬已ムラ得ズ、私ハ茲ニ此外交問題ニ付テ質問ヲ提出スル所以デアリマス、ドウカ幸ニ諸君ノ御清聴ヲ讀シタイデアリマス、一體外交ノコトタルヤ、國家重大ノコトデアツテ、外交ノ振不振ハ實ニ國民ノ消長ニ關スルデアリマス、殊ニ諸君モ御承知ノ通り今日ハ東洋ノ日本ニアラズシテ世界ノ大日本デアリ、此世界ノ大日本ト云フコトハ即チ外交ノ日本デアルト云フコトデアリ、故ニ外交ヲ最モ尊重セザルベカラザル時機ト信ズルデアリマス、此際ニ當ツテ外交ノ上ニ於テ國民ノ希望ヲ滿タシ、國民ノ誠意ニ報ユルノ働キガ現ハレナイト云フハ、私ハ實ニ國家國民ノためニ悲シムベキコトデアルト信ズルデアリ、殊ニ吾々ノ鄰邦ニアルトコロノ敬意ヲ表スルトコロノ支那帝國ハ、今日最モ重大ナル途上ニ登リツ、アルデアリ、此際ニ當ツテ日本帝國ト支那帝國ト間ニ於ケル關係ガ、最モ圓滿ニ最モ誠意ヲ以テ私ハ行ハナケレバナラヌコトヲ信ズルデアリ、ソレ故ニ帝國ガ當然要求スベキモノハ堂々ト之ヲ要求シ、帝國ノ讓ルベキモノハ進んで之ヲ讓リ、サウシテ此兩大國ノ間ノ親交ヲ厚クシテ東洋平和ノ基礎ヲ鞏固ニスルコトヲ云フコトハ、今日ノ最大急務デアルト云フコトハ諸君ノ御諒知ノ通りデアリ、然ルニ我帝國ノ支那ニ對スル外交ハ如何ニモ茫漠トシテ其要領ヲ得ズ、歸局スルトコロヲ知ラズ、恰モ霖雨ノ時期ノ如キ有様ガ我對清外交ノ上ニ現ハル、ト云フコトハ、如何ニモ帝國外交ノ面目威信ニ關スルコトデアルト思フ、例ヘバ問島問題ノ如キ政府ハ其當時ニ於テ、非常ニ重キヲ置キ、韓國ニ代ツテ此問題ヲ解決センコトヲ試ミタデアリ、諸君ノ御承知ノ通り問島問題ハ殆ド百有餘年ノ間 兩國ノ間ニ於ケル懸案デアツタデアリ、遂ニ今ヨリ二十年前ニ至ルマデ兩國相戒メテ此問島ニ足ヲ入ル、コトヲ避ケテ居タ次第デアリ、然ルニ段々時勢ノ進行に伴フテ清韓ノ間ニ於ケル問題ガ再發シテ、遂ニ日本帝國ヲ代表スルトコロノ 統監府ガ韓國ニ代ツテ此多年ノ懸案タルトコロノ問島問題ヲ解決セントスルノ任ニ當タラデアリ、而シテ談判ハ開カレタデアリ、抑、問島ナルモノハ如何ナルモノデアリ、是ハ即チ露國清國並ニ韓國、此三國ノ境ヲ接スル重大ナル場所デアリ、兵略上ニ於テモ、商業上ニ於テモ其他各國上ニ於テモ最モ重大ナル場所デアリ、ソレ故ニ政府モ之ニ重キヲ置キ、韓國モ亦之ニ重キヲ置キ、宗主權ヲ有スル日本政府ニ託シテ此問題ヲ解決ヲ計ツタデアリ、其結果トシテ齋藤大佐ハ即チ派出所ノ長官トシテ問島ニ派遣セラレ、即チ韓民ノ保護管理ノ任ニ當タラデアリ、即チ此問島ニ對シテ韓國ノ要求並ニ日本ノ要求スル所ノモノガ、正當誠意デアリシナラバ、何故ニ之ヲ速ニ清國ト共ニ解決スルコトヲシナカッタデアリカ、

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、受理スルコトニ致シマス、外交ニ關スル質問、藏原惟郭君

此點が政府ノ緩慢ニ附シテ居ル所以ト信ズル、固ヨリ外交ノコトハ機密ニ屬スル點ガ少ナカラズト云フコトハ本員モ信シテ居ル、併ナガラ元ト韓國ニ屬シ、而シテ日本政府ガ之ヲ當然正當トシテ認メルトコロノモノニ向テ、堂々要求スルコトニ於テ何ノ憚ルトコロガアルカ、若シ此點シテ所ノモノガアリシナラバ、日本帝國ガ如何ニ談判ヲ重ヌト雖モ、如何ニ天下ノタメニ主張スルトコロアルト雖モ、事實ト理由ノ存スルアラバ、何處マデモ要求スベキナリテアル、若シ讓ルコト能ハザル、其終局ヲ見ルコトガ出來ヌト云フハ、是ハ政府ノ緩慢ナルカ、將タ此問題ガ實ニ複雜ニシテ、而シテ時日ヲ重ヌルノ已ムヲ得ナイノナルカ、吾々此點ニ於テ迷フコトハ、斯ノ如キ問題ガ長ク兩國間ニ横ハッテ、兩國親交ノ上ニ障害ヲ與ヘルト云フコトハ、吾々ノ探ラザル所デアリマス、開ク所ニ據ルト過ギシ頃或ル新聞ノ報ズル所ニ依ルト、謝恩大使ノ唐紹儀ガ米國ニ到ル途中日本ニ立寄リ、其當時日本政府ト交渉シタ結果、或ハ日本帝國ヨリ此間島ヲ清國ニ讓ルノ意アルノデハナイカト云フ疑問疑感ノ中ニ含まシタ記事ガ現ハレタ、之ニ付テハ其真相ヲ知ルコトハ出來ヌガ、果シテ唐紹儀日日本帝國外交官トノ間ニ交換ガアッタヤ否ヤヲ知ルコトガ出來ナイ、併ナガラ是等ヲ秘密ノ間ニ何時マデモ彷徨セシムルト云フヤウナコトニナルト、斯ノ如キ疑感ガ方々ヨリ起ルノモ已ムヲ得ナイノデアリマス、即チ當時ノ漢字新聞ニ何ト云フテ居ルカ、即チ唐紹儀大使ヨリ清國外部ニ致シタル其箇條ニ日本外務省已ニ復簡アリ、而シテ其大意ハ間島問題ノ證據既ニ確メラレ應ニ清國ノ領土ニ歸スベキハ疑義ヲ須ユル所ナシト云フニ在リ、斯ノ如キ通信ガアル、斯ノ如キ事柄ガ新聞ニ出テ居ルノデアアル、外務省ハ之ヲ打消サヌ、何故ニ是ガ事實デアリナラバ打消サナイノデアアル、吾々ハ間島ハ實ニ重大ナル場所デアルト云フコトヲ信ズル、殊ニ此三國ノ間ニ横ハル所ノ最モ肝要ナル場所デアルト云フコトヲ信ズル、政府ガ故ナク、政府ガ根據ナク、此問題ヲ提出シテ、此談判ノ任ニ當ラタト云フコトヲ私ハ信ゼヌ、故ニ政府ヲ深く信ジテ政府ニハ必ズ決意アリ、必ズ據處アリ、必ズ要求スル所ノ決心ハ定メテ動かカヌト信ズルノデアアル、併ナガラ政府ハ進シテ此問題ヲ——固ヨリ急速ノ間ニ決行スルト云フコトヲ吾々ハ要求スル者デアリ、併ナガラ道ヲ盡シ誠意ヲ盡シ努力奮勵シテ此問題ヲ遠カラシメテ解決シテ、兩國ノ間ノ和親ニ資スルトコロ大ナラシムコトヲ私ハ希望スルノデアアル、此記事ノ報ズルトコロノ事ガ果シテ事實デアリヤ否ヤ、又政府ハ如何ナル程度ニ交渉ヲ進メツ、アルヤ否ヤ、是本員ガ聽カントスルトコロノ第一ノ問題デアリ、第二ニハ是モ永イ間懸案トナツテ居ルトコロノ即チ新法線鐵道問題デアリ、抑、此新法線鐵道問題タルヤ、諸君ノ御承知ノ通り或ル英國ノ商人ガ金主トナテ而シテ清國ノタメニ之ヲ經營スルト云フヤウナ事柄ヲ吾々ハ聞イテ居ル、又去年ノ貴族院ノ委員會ニ於テ珍田外務ノ次官ガ此問題ニ對シテ説明スル所ガアッタコトモ覺エテ居ルノデアアル、即チ清國ガ英吉利ノ或ル一商會社ト提携シテ新法線鐵道ヲ經營スルト云フコトヲ聞イタノデアアル、之ニ抗議ヲ申込ミ之ニ對シテ清國ニ談判ヲ開イタノデアアル、又一方ニ於テハ英國ノ意志ヲ確カスル所ガアッタ所ガ決シテ日本ノ意志ヲ枉テ迄モ、此新法線鐵道ヲ經營スルコトヲ云フ意志ハ更ニナイ、要スルニ即チ日本帝國ノ要求ガアッタラバ、之ニ讓ルト云フ意味ノ事實ヲ此政府委員ハ漏ラサレテ居ルノデアリマス、英國ノ此寬大ナル、英國ノ此至當ナル態度ハ、吾々ノ尊敬スル所デアリ、實ニ日英同盟ノ精神モ茲ニアルト云フコトヲ信ズルノデアアル、即チ新法線鐵道ナルモノハ南滿鐵道ノ並行線デアリ、此並行線ヲ許サナイト云フコトハ即チ「ボーツマス」條約ニ於テ關聯シテ進シテ北京條約ニ於キマシテモ此意味ハ明白ト云フコトハ即チ居ルノデアアル、支那帝國ニ於テモ斯ノ如ク明カナル理由ノ存スル所ノ問題ヲ日本ノ正當ナル要求ニ背イテ新法線鐵道ヲ經營シテ南滿鐵道ノ利害ニ關係スルガ如キコトヲナサヌト云フコトハ私ハ信ジテ疑ハヌノデアアル、ソレ故ニ此問題ノ解決モ私ハ困難ガハナイト思フノデアアル、政府ハ此問題ニ付テ幾干ノ程度ニ交渉ハ進メツ、アルノデアアルカ、

政府ハ果シテ明カニ清國政府ノ承認ヲ確メタノデアアルカ、將又此問題ハ尙懸案中ニ屬シテ決定スルトコロナイノデアアルカ、殊ニ是ハ「ボーツマス」條約ヨリ自然ニ生ミ來ラレタルトコロノ最モ根據アル問題デアアルカラ政府ハ進シテ和衷審議シテ此兩國ノ間ニ横ハル問題ヲ一刻モ速カニ結了セシメンコトヲ希望スルノデアアルヲダニ解決スルトコロノ手腕ガナイト云フコトデアッタラバ吾々ノ外交ハ實ニ外交トシテ見ルコトガ出來ヌト云フモ決シテ私ハ過言ニアラズト信ズルノデアリマス、又私ガ更ニ政府ニ問ハントスルトコロノモノハ何デアアル、ヤハリ是モ清國ニ關スル所ノ問題ノ一ツデアアル、即チ辰丸不法拘留ノ件デアアル、第三辰丸ガ突然世界ノ公路ニ於テ清國軍艦ノタメニ抑留サレ、而シテ侮辱ヲ加ヘテ待遇サレ又侮辱サレ、而モ損害ヲ掛ケラレ、帝國ノ商船ニ向テ、侮辱ヲ加ヘタルト云フコトモ事實デアアル、此問題ハ政府ハ非常ナル覺悟ヲ以テ清國ニ談判ヲセラレタト云フコトモ聞イテ居ルノデアアル、清國幸ニシテ容ル、トコロガアテ或ハ謝罪ノ意ヲ表シ、或ハ賠償スルノ決意ヲ示シタト云フコトヲ私ハ耳ニセナイノデアアル、併ナガラ今ニ至ルマデニ之ニ對スル損害ノ賠償ノ實行サレタト云フコトヲ私ハ耳ニセナイノデアアル、諸君ハ之ヲ耳ニセラレタカモ知レヌ、併シ私ハ耳ニシナイノデアアル、何故ニ是ハ賠償サレヌノデアアルカ、聞ク所ニ依ルト廣東總督張人駿ナル人ガアツテ其賠償ヲ拒絶スルカ爲メ斯クハ遷延スルト聞イテ居ル或ハ亦排貨問題ト關聯シテ居ルガ爲メ此進行ヲ遷延シツ、アリハセヌカト云フ疑感ヲ私ハ有スルノデアアル、斯ノ如キ問題ハ簡明ニシテ、既ニ解決セラレテ居ルノデアアル、其結末ヲ付ケルト云フコトハ急務中ノ急務ニシテ、兩國間ノ感情融和ヲ計ルハ一日モ缺クベカラザル急務デアルト私ハ信ズルノデアリマス、又日露交戦ノ際ニ於テ旅順大連ニ於ケルトコロノ露國人ノ私有財產對シテ露國政府ハ道途ノ傳アルトコロニ依レバ、二百萬圓ノ賠償ヲ要求シタト云フコトデアアル、是モ果シテ事實デアアルカ、若シ事實デアッタラバ政府ハ之ニ對シテ如何ナル手段ヲ執ラレ、ノデアアルカ、是モ私ガ聽カントスル所ノ問題デアアル、併ナガラ最モ私ガ重キ質問ハ何トスル所ノモノハ、諸君ヲ驚カシ、世界ヲ驚カシ、世界ノ外交界ヲ實ニ驚倒セシメタル所ノ一事ガアル、何事デアアルカ、昨年ノ十月十七日「デーリー」テレグラフ「報」所ニ依ルト、吾々ノ豫テ敬意ヲ表スル所ノ堂々タル世界ノ大國、而シテ其國ノ元首タル所ノ英明卓拔ナル獨逸皇帝ハ或ル外交家ノ會見中ニ語リテ曰ク、近キ未來ニ於テ東洋ニ於テ必ラス一大動亂アラシ我大海軍ヲ擴張スルハ即チ是ガタメニ備ヘルデアリ、此場合ニ於テ此世界ノ大勢東洋ノ紊亂ヲ載定スルトコロノモノハ大海軍ヲ備ヘルトコロ、大強國ノモデアルト云フコトヲ明言サレタノデアアル、吾々ハ其當時新聞ニ依ツテ之ヲ疑ヒ、其電報ノ事實ナラザランコトヲ希望シタノデアアル、併ナガラ日ト共ニ獨逸皇帝ノ言明ハ事實デアッタコトヲ悲シムノデアアル、而モ獨逸ノ議會ヲ非常ニ感動セシメタノデアアル、獨逸皇帝ノ言明ハ獨逸議會ノ大問題トナツタノデアアル、世界ノ歴史ニ於テ世界ノ大國ノ元首ガ議會ニ於テ八面攻撃ヲ受ケ痛ク非難ヲ受ケラレタト云フコトハ私ハ未ダ曾テ聞カザル所デアアル、唯獨逸ニ於テ之ヲ認ムルコトヲ得タノデアアル、一方ニ英逸ノ君主アリ一方ニ之ヲ攻撃スルノ議會アルコトハ、實ニ世界ノ外交界ニ於ケル一大奇觀デアルト云フコトヲ私ハ信ズルノデアアル、此一奇觀ハ併ナガラ唯吾々ノ日本帝國國民トシテハ傍觀スベキコトデアリナイノデアアル、獨逸皇帝ノ言ハ直チニ日本帝國國民ヲ指シテ居ルノデアアル、其證據ガアルノデアアル、獨逸皇帝ハ此失言ニ於テ謝スルトコロガアラレタト云フコトヲ聞クノデアアル、流石ニ堂々タル大國ノ元首ニシテ其非ヲ悛ムルニ憚ラザラザルト云フコトハ實ニ吾々國民ガ敬意ヲ表シテ止マザルトコロデアアル、併ナガラ獨逸皇帝ノ言明ハ必ズ心ヨリ出タモノデアラウト、信ズルノデアアル、心ナキモノガ口ニ出ル獨逸皇帝、煙ノアル所ニハ必ズ火ガアルト云フコトハ、是ハ世界ノ道理アル事實デアアル、獨逸皇帝ノ此言明ハ確ニ日本ニ對スル友誼ト云フコトハ吾々ハ認メルトコトハ出來ヌノデアアル、幸ニシテ獨逸議會ハ之ヲ否認シテ之ヲ取消シ、而シテ兩國ノ間ノ親交ヲ保ツニ努メタリト雖モ、獨逸皇帝ノ言明ハ炳トシテ天日ノ如ク未ダ消スベカラザルトコト、

私ハ信ズルノテアル、然ラバ日本外務ノ當局者ガ——日本政府ガ獨逸皇帝ノ此不親切ナル非國際的ナル此言明ニ對シテ如何ナル態度ト如何ナル手段トヲ執ツテ、即チ此兩國ノ間ニ於ケル所ノ疑ヲ全然消滅セシムルコトガ出來ルヤ否ヤト云フコトヲ私ハ問ハサルヲ得ナイテアル、小村外相ハ過日ノ外交方針ノ演說上ニ於テ獨逸ト日本トノ親交ハ益ニ深キヲ加フル、將來亦亦斯ノ如クナルコトヲ信ジテ疑ハヌト云フハ、吾モ之ヲ信ジテ疑ハヌ、然レドモ斯ノ如キ親交國ノ間ニ斯ノ如キ實ニ驚クベキ放言ガ元首ノ口ヨリシテ日本ノ友情ヲ缺クガ如キ言明ノアルト云フコトハ、吾モ國民ノ聊疑感スルコトヲアルノテアル、私ハ是ニ對シテ外務大臣並ニ日本政府ノ手段ト態度トヲ承ハランコトヲ希望スルノテアル、國民トシテ又明カナル明確ナル答辯ヲ實ニ望シテ止マヌモノナルト云フコトヲ信ズルノテアル、更ニ私ハ長ク諸君ノ清聴ヲ煩ハスト云フコトヲ忍ル、ノテアル、諸君ハ貴重ナル問題ヲ前ニ控ラレテ居ル、併ナガラ尙一言日米ノ間ニ付テ本眞ニ盡サセラレンコトヲ諸君ニ私ハ請求シテ已マヌノテアル、過日私ハ日米ノ問題ニ付テ——移民問題ニ付テ聊述ブルトコトガアツタノテアル、所ガ不作法ナル本眞ノ辭令ニ甚ダ拙ニ、且其辯論スルトコロガ諸君ニ徹底セザリシコトヲ甚ダ遺憾ニ思フ、併ナガラ諸君、日米ノ此排日問題ト云フモノハ決シテ談笑ノ間ニ之ヲ看過スベキモノデハナイノテアル、外務大臣ハ僅カカ米國一部ノ人民ノ間ニアルトコロノ思想ニシテ、米國全民ノ實ニ思想ニアラズト云フコトヲ斷言セラレタノテアル、不肖惟郭君十年間米國ニ居タトコロノ者ナルカラ、或ル點ニ於テハ小村外相ト感ラ同ウスルモノナル、併ナガラ吾モガ米國ニ在留スル其當時シテ居テ決シテ加洲ニ限ラナイ米國全體ニ一部ノ即チ亞細亞人排斥ノ觀念ハ存在シテ居タノテアル、私ハ屢々是ト戰ヒ、屢々大ニ是ト争ヒ、而シテ斯ノ如キ思想ノ野蠻的ナルコトヲ論ズルコトガアツタノテアル、併ナガラ或ル社會ニ於テ、或ル階級ニ於テ、此觀念ハ實ニ深ク根柢ヲ有シテ居ルノテアル、云フコトヲ私ハ疑ハヌノテアル、ソレ故ニ外務大臣ニ於テモ、國民ノ代表者タル諸君ニ於テモ、日米ノ問題ヲ一時ノコト、シテ看過セラル、ト云フコトハ實ニ私ハ國家ノ大ニ悲シムベキコトナルト信ズルノテアル、諸君、日米ノ間ニ横ハレルトコロノ日本人排斥ノ理由ハ何デアリマス、私ハ日本人排斥ト云フハ、支那人排斥、日本人排斥、即チ亞細亞人排斥ナル、所謂黃色人ノ全部ノ排斥ナル、是ハ直チニ八種問題ニ突入スルノテアルノデアリマス、固ヨリ勞銀問題モ其一ツデアリマセウ、社會問題モ其一ツデアリマセウ、選舉問題モ其一ツデアリマセウケレドモ、其根柢ニ横ハルトコロノヨリ大ナル問題ガアル、ソレハ即チ、八種上ノ惡感情、異人種的反感情更ニ詳言スレバ、八種ハ宗教上ニ於ケルトコロノ一種所謂僻見ナル、感情ナル此二大原素ガ相寄リテ此東洋人排斥問題ノ基礎トナレ、是ガ遂ニ排日案トナレテ來テ居ルノテアル、諸君ガ御承知ノ通り嘗テ清國人排斥ヲシタ、清國人排斥ハ即チ東洋人排斥ノ前兆デアツタノテアル、準備デアツタノテアル、宜ナル哉今日ハ加洲ノミナラズ此太平洋沿岸ノ各州ハ殆ド到處ニ排日問題ヲ議セザルハナイノテアル、米國ノ有ラユル新聞、有ラユル社會、有ラユル方面ニ於テ排日問題ハ到處ニ輿論ノ中心トナリ言論ノ沸騰點トナレテ居ルノテアル、之ヲ以テモ此問題ノ根本ノ決シテ淺薄デナク原因ノ遠ト云フコトヲ知ルニ足ルノデアリマス、併ナガラ斯ノ如キ不幸ニ陷ラシメタノハ私ハ米國人ニ罪ガアルトハ申スケレドモ、是ハ日本外交ノ甚ダ失敗ニ基クコト、思フノテアル、第一移民ノ政策ガ日本ノ政府ニ決定マテ居ナカッタノデアリ、移民ノ政策ガ一定シテ居ラカッタ、而モ移民ノ活動ヲ自由ニ放任シテ——居タタメニ、斯ノ如キ問題ヲ遂ニ惹起スルニ至タト思フノテアル、要スルニ失敗ノ大原因ハ移民ニ對スル政策ガ一定シ、方針ガ確立シテ居ラカッタコトニ基クノデアリ、若モ之ノ方針ガ一定シテ居ラバナゼ日本ノ移民ニ於テハ秩序ヲ正サナイカ、ナゼ日本ノ移民ニ於テハ方式ヲ備ヘナカッタカ、ナゼ日本ノ移民ニ於テハ其一定ノ場所ヲ示サナカッタカ、ナゼ之ヲ保護シナカッタノデアリカ、ナゼ之ヲ指導シナカッタノデアリカ、到ル處ニ外務省ハ之ヲ抛擲シテ置タノデアリ、外務省並ニ

日本政府ノ一部ヲ代表スルトコロノ所謂外國ノ理事官並ニ日本ノ領事館ハ殆ド此移民ト云ウヤウナコトハ、念頭ニ掛ケナカッタノデアリ、一種ノ冷淡ナル態度ヲ以テ之ニ對シタノデアリ、之ハ我モガ海外ニ於テ目撃シタ所ナル、例ヘバ米國ガ移民問題ヲ社會問題トスル所以ハ何所ニアルカ、此所ニ同胞諸君ノ前ニ言明スルヲ恥ツモ一種ノ如何ハシキ婦人ノ渡航ニ關係シテアツタノデアリ、何故ニ此婦人ニ對シテ相當ノ取締相當ノ制裁ヲ加ヘテ而シテ海外ニ於テ日本國民ノ品位ヲ害スルヤウナコトヲ防禦スルヲ努メナカッタノデアリカ政府ガ既ニ手ヲ施シタ時ニハ後レテ居タノデアリ、後レタル外交ハ外交ナキト云フモ決シテ認言ニアラズト私ハ信ズルノデアリ、尙ホ政府ガ移民ノ政策ガ定マテ居ラバ何故ニ家族の移民ヲ行ハナカッタノデアリカ、ナゼ家族ヲ伴フテ而シテ永住の殖民ヲナサシムルトコロノ方針ヲ助ケナカッタノデアリカ、殊ニ移民ノ政策ヲ行ハントスルニハ移民ノ目的ヲ完フスル上ニ於テ相當ノ機關ヲ備ヘナバナラヌ、例ヘバ外國語ノ修養トカ或ハ風俗上ノ心得トカ地理氣候上ノ知識トカ、多少修養スル必要ガアル、即チ移民教育ヲナサナカッタカ之ヲダシサナイ日本ノ外交、移民ノ政策ハ決シテ移民ノ政策ニアラズシテ是ハ亂民政策デアリノデアリ、是等ノコトハ確ニ日本政府ノ責任ヲ問ハサルヲ得ナイノデアリ今ニシテ此救済ノ途ヲ講ズルハ遲シト雖モ亦無キニ勝ルト云フコトヲ私ハ信ズルノデアリ、之ヲ約言スレバ諸君日本人排斥ノ原因ハ種々今申上ケシタ如キコトガアルト同時ニ米國上カヲ又ハ東洋人ノ衛生ニ關スルコト、若クハ道德ヲ標準ニ關スルコト若クハ宗教上ノ異同ニ關スルコト種々理由ガ排日ノ動機ニテ居ラシメテ然レドモ之ヲ大別スレバ先ツ勞銀ノ低廉トカ一種上反感トカ之ヲ加フルニ此排日思想ヲ挑發シタル原因ハ即チ日露ノ大捷ニ付テ陸海軍擴張大デアツタト云フコトヲ重ナルモノト思ヒマス是ハ過日犬養毅議員ヨリ演說ニナツタ通り事實デアリ、日本ノ陸海軍ノ莫大ナルトコロノ大計畫確ニ米國全洲ヲシテ震駭セシメテ所謂恐日病ヲ惹起シタト云フコトハ疑ハヌノデアリ、何トナラバ加洲ノ或議員ハ曰ク日本人ハ決シテ劣等ノ八種ナルガ故ニ排斥スルノデアリ、寧ロ白人種ニ勝ルトコロノ能力ガアルノデアリ、此能力ノ優レテ居ル人種ヲ今ニシテ壓迫セシムル他日如何ナル危害ヲ米國ニ及ボスモ圖リ難イト云フコトヲ明言シテ居ルノデアリ、諸君人種ノ反感トハ何デアリカ、何ヲ以テ異色人ナルガ故ニ排斥スルノデアリカ品性ノ劣等ナルガ故デアリカ風俗習慣ノ異ナルガ故カ、余ハ確信ス彼等ガ東洋人種ヲ排斥スル根本理由ハ異人種ノ異宗教上ノ僻見ニ基ク即チ東洋人種ヲ以テ本來劣等ナルモノナルト云フ頑冥ナル迷信ニ歸スルモノナリ、斯ノ如キ迷信無道ノ僻見ヲ排斥シテ彼ノ愚蒙ヲ啓クコトハ當局者トシテ決シテ不當ノ手段ニアラズト本眞ハ信ゼントス、否寧ロ最大須要ノ眞ノ外交手段ナリト絶叫セシト欲スルノデアリ、諸君ハ人種ノ問題ガ偉大ナル關係ヲ此排日問題ニ有セト云フコトヲ思ハセラル、ノデアリカ、此所ニ私ハ一ノ證據ガアル、即チ高橋作衛君ノ米國ニ到リテ此人種問題ヲ特ニ調査シタノデアリガ其結果何デアリカ、米國人ハ日本人排斥ヲ人種ノ異ナルニ存スルト云フコトヲ成ルベク避ケントスルノデアリ、何故ニ避ケントスルカ是人道問題デアリ、又世界ノ同情ニ背クコトヲ問題デアリガ故ニ排日ハ決シテ人種問題ニアラズト云フ、併ナガラ直チニ此言ハ打消サレテ居ラハナイカ、例ヘバ間接ニハ排日ノ理由ガ人種的僻見ニ基クコトヲ自白スルモノト比々皆然リ、而シテ直接ニ且無遠慮ニ之ヲ自白セル者モ甚ダ多シ「コリアーヌ」紙上ニ於ケルアウ井シノ如キ日本人ノ入國ハ經濟的ニモアラズ社會的ニモアラズ然レドモ之ヲ排斥スルハ根柢ハ八種問題デアツタ「レース、グエーション、アット、ポット」デアツテ經濟問題ハナイト云フコトヲ斷言シテ居ラハナイカ、如キ明明白白タル斷言ハ日本ノ外交家ハ認メナイノカ又オーゴノト云フ人ハドウ言ツタノデアリカ、日本人ノ能力ヲ否認セズ却テ其能力アルガ爲ニ日本ノ勃興ヲ好マズ、白人ノ力ニ依リ之ヲ壓スルヲ必要ト認メ此認定ニ基キテ

○議長(長谷場純孝君) 別ニ修正動議モ出マセヌカラ、委員長ノ報告通りニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナト認メマスカラ、委員長報告通り決シマス、本案ハ是レ確定致シマシタ。日程第四、市町村立小學校教育費國庫補助法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス。文部大臣

第四 案(政府提出、貴族院送付) 市町村立小學校教育費國庫補助法中改正法律案 第一讀會

市町村立小學校教育費國庫補助法中改正法律案 市町村立小學校教育費國庫補助法中左ノ通改正ス 第三條 第一條ノ補助金ハ其ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員數ニ他ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤務スル者ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道及府縣ニ配賦ス

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(文部大臣小松原英太郎君登壇)

○文部大臣(小松原英太郎君) 唯今議題ニ上リマシタ法案提出ノ理由ニ付キマシテ聊説明ヲ致シテ置キタイト申ヒマス、現行ノ規定ニ依リマシタ、此法律ニ基キマシテ小學校教員ノ加俸ノ支出致シマス額ハ各府縣ニ於ケル學齡兒童及就學兒童ノ數ニ比例シテ配付スルコトニテ居リマス、然ルニ教員ノ數ハ必シモ學齡兒童及就學兒童ノ數ニ比例シナイノデアリマシテ、實際ノ支給上ニ於キマシテハ甚ダ不權衡不公平ニ陥ルヤウナ實況ニナツテ來タノデアリマス、或ル縣ニ於テハ正教員ニシテ五箇年以上勤務ヲ致シテ居ル者ニハ全部加俸ヲ支給スルコトガ出來ル、或ル縣ニ於テハ正教員ノ三分ノ一、數ニモ此加俸ヲ給與スルコトガ出來ナイト云フヤウナ實況ニナツテ參ッタノデアリマス、ソレ故ニ此規定ヲ改正シマシテ、將來ハ金額ノ半額ハ正教員ノ數、半額ハ正教員ニシテ五箇年以上勤務ヲ致シタ者ノ數ニ比例シテ分配スルコトニ致シマシテ、公平ヲ得ルヤウニ致シタイト云フ趣意デゴザイマス、ドウゾ御協賛下サランコトヲ希望致シマス

○田川大吉郎君 唯今ノ議題ニ付テ文部大臣若クハ政府委員ニ向テ質問ヲ致シタイ、本條ノ趣意ノ内容ハ能ク分リマシタケレドモ、本條ニ能ク該當スルコトノ規定ガ他ノ教育基金令第二條ニテ、御承知ノ如ク教育基金令ハ勅令ヲ以テ定メタル、本條ハ法律ヲ以テ御規定ニナツテ居ル、同一ノ省内ニ於テ同一ノ性質同一ノ目的計畫ニ向テ立法例ノ斯ノ如ク區々ニナル理由如何、是ガ第一問、又今申上ゲマスヤウニ區々ノ例ガ成立シテ居ルトコロニ鑑ミテ、文部省ニ於テハ將來ニ於テ之ヲ統一セラルベキ何等カ計畫アルヤ否ヤ、是ガ第二問、第二問ハ此法律ハ市町村立小學校教員加俸令ニ直接關係有リテ居リマス、現ニ此三條ハ其教員加俸令第三條ト離ルベカラザル關係有リテ居ル、御目的ニハ同意ヲ表シマスガ、若シ此法律ガ改正セラレタル後ニハ加俸令ニ向テ改正ヲ加ヘラレナケレバ此目的ヲ公平ニ達スルコトガ出來難イ事情ガアルト存シマス、此法律改正ヲ企テラレタル結果トシテ更ニ市町村立小學校教員加俸令ニ向テ改正ヲ企テラレル意思アリヤ否ヤ、是ガ第三問

(政府委員岡田良平君登壇)

○政府委員(岡田良平君) 唯今御尋ノアリマシタ問題ニ付キマシテ第一問ヲチヨット開答シマシタガ、甚ダ失禮デスガ

○田川大吉郎君 第一問ハ教育基金令第二條ニ丁度國庫補助法第三條ニ該當スル同ジ規定ガアリマス、其區々タル所以如何

○政府委員(岡田良平君) 御答ヲ致シマスルガ、或ル事柄ヲ法律ヲ規定シ、或ル事柄ヲ勅令ヲ規定致シマスルコト云フコトハ、便宜ニ從ヒマスルノテ、即チ教育基金令ノ第二條ハ今回提出ニナリマシタルトコロノ小學校教育費國庫補助法ト成程同ジヤウナ規定デアリマスルガ、併ナガラ此教育基金令第二條ト云フモノハ即チ教育基金特別會計法ノ委任ニ依リマシテ制定ニナツテ居リマスノテ、之ヲ必シモ法律ノ中ニ規定セシメレバナラズ、簡條トモ思フコトモセシ、サリナガラ今回提出ニナリマシタ簡條ハ必ズ是ハ勅令ヲ規定シテナラズト云フコトモナト思フデアリマス、要スルニ之ハ各法律ノ便宜ニ依ルコトデアリマス、將來ニ於テモ必ズ統一ヲシナケレバナラズト云フ考ハナイノデアリマス、次ノ第二問御尋ニナリマシタ此法律ノ改正ヲスレバ、從テ勅令ノ改正ヲ行フヤ否ヤト云フ御尋デアリマシタガ、此點ニ付テハ唯今討論中デアリマシテ、相成ルベク改正ヲ致シタイト云フ考ヲ以テ調査ヲ致シテ居ル次第デゴザイマス

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御質疑モナイヤウデゴザイマスカラ日程第五、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第五 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉 ○恆松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員、議長指名ヲフランコトヲ望ミマス ○議長(長谷場純孝君) 本案ハ唯今恆松君ノ動議ノ如ク、議長指名ノ委員十八名ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ) ○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナト認メマス、其通決シマス。日程第六、違警罪即決例廢止法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス。ト部喜太郎君

第六 違警罪即決例廢止法律案(ト部喜太郎君提出) 第一讀會 違警罪即決例廢止法律案 明治十八年九月第三拾壹號布告違警罪即決例ハ之ヲ廢止ス (ト部喜太郎君登壇)

○ト部喜太郎君 違警罪即決例廢止法律案ヲ提出致シマシタ理由ヲ述ベマスル、此案ハ松田源治君ノ提出致シマシタ案ト略同様ナモノデアリマスガ、其内容ニ至ツテハ大ニ異ルトコロガアルノデアリマスカラ、極ク簡單ニ之ヲ提出スル理由ヲ述ベル積リデアリマス御承知ノ通違警罪即決例ト申シマスルモノハ明治十八年ノ九月ニ發布セラレタモノデアリマス、此時分ニハ未ダ諸般ノ法律制度上云フモノガ整ウテ居リマセヌ、人民ノ權利或ハ自由ト云フヤウナモノヲ保護スル途ガ立タヌ時分ニ出來タ一種變則ナ法律デアアルノデアリマス、而シテ違警罪即決例ノ内容ハ其法律ヲ御覽ニナリマシレバ能ク分ルノデアリマスルケレドモ、警部トカ或ハ警部代理ノ巡查ト云フモノガ人民ノ大切ナル事由財產ニ關スルコトノ刑事裁判ヲ爲ス制度ニナツテ居ルノデアリマス、サウシテ其制度ト云フモノガ丁度告訴人ト、檢察ト、裁判官、此三ツノモノヲ一人ノ警部或ハ警部代理ノ巡查ガ行ツテ居ルト云フ法律デアリマシテ、一言ニ申シマスルト此專制政治ノ時代ノ一ノ殘物デアリマス、斯様ナモノハ憲法滿二十周年ノ今日ニ至リマシテ、我法令ノ中ニ存シテ置クト云フ事柄ハ如何ニモ許スベカラザルコトデアアルノデアリマス、デアリマスカラ一口ニ違警罪即決例廢止法律案ト申シマスル、甚ダ大切ナ案ノヤウニ見エマスルケレドモ、其案ハ帝國憲法ノ明文ニ基キマスルコトノ司法權ノ運用ニ關スル重大ナ案件デアアルノデアリマス、其提出ノ理由ト致シマシテハ、憲法ノ精神ヲ完クシ、裁判權ノ統一ヲ保チ、行政ト司法トノ畛域ヲ明カニセントス、斯様ノ理由ニ依リテ提出シタデアリマス、今更茲ニ事新シク申上ケルマデモナイコトデアリマスルケレドモ、帝國憲法ノ第二十四條、第五十七條、第五十八條等ヲ御覽ニナリマシレバ、專制政治時代ノ此違警罪即決例杯

ト云フ野蠻ノ法律ヲ聖明ノ今日現存セシムルコトノ出來ナイト云フ事柄ハ、私ガ喋々申
 スマデモナイコトデアラウト思フデアリマス、日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判
 フ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ、司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ於テ定メタル裁判所
 之ヲ行フ、裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ備フル者ヲ以テ之ニ任ズト云フノガ、唯今私
 ガ讀上ケマシテ憲法ノ明文ニ規定サレテ居ルノデアリマス、然ルニ違警罪即決例ト云フ
 モハ悉ク此憲法ノ明文ノ精神ニ背イテ居ルコトコロノ布告デアリマス、ソレノミナラズ刑
 法ガ改正ニナリマシテ此違警罪ト云フモノハ非常ニ重クナラシメテアリマス、舊刑法
 ノ時代ニ於キマシテハ拘留ト云フモノハ一日以上十日以下、科料ト云フモノハ五錢以上一
 圓九十五錢以下ト云フ刑ノ範圍ト云フモノガ極ク小サカッタデアリマス——狄カッダノ
 デアリマス、然ルニ此新刑法ト共ニ發布セラレタコトコロ、此警察犯處罰令ニ依リマス
 ト、拘留ト云フモノハ三十日以下、科料ト云フモノハ二十圓以下ト云フテ、ソレ若シ科
 料ヲ完納シナイ、時分ニハ刑法ノ第十八條ニ依テ一日以上三十日以下、期間勞役
 場ニ留置スル、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデアリマス、ソレノミナラズ、諸君ガ少シク注
 意シテ先頃内務省令ヲ以テ發布ニナリマシタコトコロ、此警察犯處罰令ト云フモノヲ御
 覽ニナリマシタナラバ、甚ダ輕微ナル犯罪ニ付テノ規定ノヤウデアリマスケレドモ、其内
 容ノ中ニハ實ニ驚クベキコトガ書イテアルノデゴザイマス、早晩此警察犯處罰令ノ改正ト
 云フ聲モ、想フニ朝野ノ法律家ノ間ニ起ルコトヲラウト思ヒマスガ、其規定ノ内容ノ二
 三ヲ指摘シテ申上ケマスレバ直ニ能ク分ルコトデアリマス、警察犯處罰令ノ第二條ノ
 二十一ニ官公署ニ對シ不實ノ陳述ヲナシ、又ハ其義務アル者ニシテ、故ナク陳述ヲ背セ
 ザル者、斯ウ云フ條文ガアリマシテ、此條文ニ該當スル場合ニハ二十日以下ノ拘留ニ依
 りテ罰スル、然レハ二十圓以下ノ科料ニ處スル、ソレカラ第三條ノ八ニハ、故ナク官公署ノ召喚ニ應
 ゼザルモノハ是ハ二十圓以下ノ科料ニ處スルコトニナッテ居ルノデアリマス、巡查ヤ
 或ハ警部ト云フモノハ職權ヲ濫用シテ、唯今私ガ讀上ケマシタコトコロノ條文ニ依テサウシテ吾
 ニ向ッテ來ルト云フモノハ職權ヲ濫用シテ、唯今私ガ讀上ケマシタコトコロノ條文ニ依テサウシテ吾
 此警察犯處罰令發布以來日淺イノデアリマス、實ニ容易ナラズ出來事ニナルノデゴザイマス、
 マスケレドモ、早晩此警察犯處罰令ト云フモノハ日本ノ現今ノ政府ハ即チ警察ノ政治
 デアルト云フヤウナ聲ヲ聞クキガアラウト云フ事柄ヲ私ハ豫想シテ居ルノデアリマス、
 此違警罪即決例ヲ廢スルニ付テ反對ノ聲ヲ聞イテ居ルノデアリマス、其反對者ノ申シマ
 スルニハ、此違警罪即決例ヲ廢止シテ悉ク區裁判所ノ管轄ニ歸セシムルト云フコトニナ
 リマス、併ナガラ申上ケルモノナイコトデアリマスケレドモ、刑罰ト云フモノハ犯罪者ヲ罰
 スル法律デアリマス、犯罪者ニ對シテハソレノ常ニ便利ノモノデアリマス、監獄ヲ
 設ケテ重罪輕罪ヲ犯シタモノヲ拘留シテ置ク、裁判所ヲ設ケテ種々ナル手續ヲ以テ之ヲ
 審問スルト云フコトハ、犯罪者ニ取ッテハ便利ノ法律デアリマス、併ナガラ國家
 ノ相當ニ此裁判權ヲ行フガタメニハ監獄ヲ設ケテ未決ノ被告人ヲ拘留スルト云フコトモ
 必要デアリシ、イロノノ制度ヲ設ケテ裁判ヲ鄭重ニスルト云フ必要ガアルノデアリマス
 ル、即チ國民ノ自由財產名譽ト云フモノヲ重シクシテ裁判ニ關連ヒノナイヤウニ期スルカラ
 コソ、種々ナル不便ト云フモノヲ忍ビテ面倒ノ手續ヲ致シマス次第ト私ハ思フノデアリマ
 ス、違警罪ト云フモノモ、又一ノ犯罪デアリマス、多少ノ不便ガアリマシテモ、正
 當ノ裁判ヲナシテ人民ノ權利ヲ伸長スルコトニ致サナラバ、其結果ト云フ
 モノハ遠シク多クノ人民ハ非常ニ迷惑ヲ被ル、巡查ヤ警部ノタメニ、エライ目ニ逢ッテモ奈
 何トモスルコトノ出來ナイ恐レベキ結果ヲ來スノデアリマス、デアリマス、簡便ナ方法
 無暗ニ此人民ヲ罰スルト云フ事柄ハ甚ダ宜シカラサルコトデアリマシテ、人民ノ權利ト云
 フモノハ便利ト云フ名前ノ下ニ蹂躪サレト云フコトヲ許サヌノデアリマス、二月十七日ノ
 本會議ニ於キマシテ花井君ノ質問ニ對シマシテ平沼政府委員ノ答辯ガアリマス、ソレ

ハ一年間ニ此違警罪即決例セラレタ件數ハドノ位アルノデアルカト云フ花井君ノ質問ニ對
 シマシテ平沼政府委員ノ答明治四十年ガ六十萬少シ、其前年ノ三十九年ガ五十
 四萬餘、又其前年ノ三十八年ガ五十萬少シ、數テアツタ、斯ウ云フコトヲ明カニ答ヘ
 ラレテ居ル、何ト驚クベキ數デアリマセヌカ、假リ日本ノ國民ト云フモノハ五千萬人ト
 云フコトニ先ツ假定シマシレバ、年ニ五十萬人ノ違警罪ノ犯者ヲ出スト云フコトニナリマス
 レバ、國民ノ百分ノ一ト云フモノハ一年ニ此違警罪即決例ノタメニ罰セラレテ居ルト云
 フ結果ニナッテ居ルノデアリマス、實ニ驚クベキコトデアラウト思ヒマス、如何ニ輕微ナル犯
 罪事件ト雖モ子供ヲ除キ、御渡サシテ驚キイロク、ナサウ云フ犯罪ノ能力アルモノヲ除イ
 テ、違警罪ノ刑ニ處セラル、ヤウナモノガドノ位デアラウマセウ、今ノ五千萬人ト云フ
 數ニ割當テ、モ百人ニ付テ一人ツ、日本國民ガ毎年此巡查ヤ警部ノタメニ處罰ヲ受テ
 テ居ル、斯ウ云フ統計ヲ示シテ居ルノデアリマス、私ハ更メテ申上ケルモノナイコトデア
 リマスケレドモ、元來此行政警察ノ目的ト云フモノハ主トシテ人民ヲ保護スル方ノ側ニ
 在ルノデアリマス、多クハ犯罪ヲ未發ニ防ギ、或ハ輕微ノ犯罪ノ如キ十分說諭ヲ
 加ヘ將來ヲ戒メルト云フノガ、行政警察ノ目的デアラウト思フノデアリマス、然ルニ警
 察犯處罰令ト云フ簡便ノ方法ガアリマス、無暗ニ人ヲ引張ッテ行ッテ、サウシテ直
 グニ警部或ハ警部代理ノ巡查部長ガ裁判ヲスル、之ヲ以テ警察ノ威信ヲ揚レリトナシ、
 意氣得々トシテ居ルノハ、今日ノ警察ノ狀態ナイカト思フノデゴザイマス、斯様ナコトハ
 實ニ罰セラル、人モ、罰スル方ノ國家モ、何レモ莫大ノ損害ヲ受ケテ、遂ニ何等モ益
 スルトコトコトガナイト云フコトニナルノデアラウト思ヒマス、由來醉漢ガ交番ノ前デグヅツ
 云フノデアラカラ、年取ッテ警部サンガ出テ、サウシテ五日間ノ拘留ト云フコトニスル、此五日ノ間
 依ッテ、直グニ警察署ニ引張ッテ行ッテ、サウシテ五日間ノ拘留ト云フコトニスル、此五日ノ間
 八人ハ家ニ居レバ五日間ハ立派ニ働クコトガ出來マス、而シテ罰セラレタ人ガ歸ッテ來
 呻吟シテ居ラナラバナラヌト云フ結果ニナルノデアリマス、己ガ何モ罪ヲ犯サヌノ
 テ、何ト申シ居ラナラヌト云フニ、警察ノヤツハ不埒ナヤツデアリ、己ガ何モ罪ヲ犯サヌノ
 五日ノ間拘留ニ處シタト、或ハ惡體ヲ吐ク者ガアリマセウガ、警察ノ處置ニ恐ラヌッテ、是
 カラ益、品行ヲ慎マウツ云フ念慮ヲ發スル者ハ少ナイノデアリマス、斯様ナコトハ國家ニ
 益ナクシテ國家人民共ニ莫大ノ損害ヲ招クト云フコトニナルノデアラ、違警罪即決例
 ナドハ廢サナケレバナラヌト云フ理由ハ茲ニ在ルノデアリマス、ソレカラ私ノ申スノ違警罪、
 ソレハイカヌ、行クノ年々殖ヘテ毎年五十萬六十万ノ犯罪ガアルト云フノハ斯ウ云フ
 ノデアリマス、尙更以テ日本國民五十萬六十万ノ裁判ヲ微々タル警部或ハ警部代
 理ニ此裁判ヲ委ネテ置クト云フコトハ、益、私ハ危險極マルコトデアラウト思ヒマス、ソレ
 デ違警罪即決例ヲ廢シマス、其裁判權ハ何所ニ歸スルカト申シマス、全國區裁判
 所ノ管轄ニ屬スルノデアリマス、サウシテ今日デハ全國ノ有名ナル市トカ、或ハ町ニハ皆區
 裁判所ガ設ケテアリマス、交通ノ便利ノ開ケマシタコトコロ、今日デアリマス、カ
 裁判所ヲシテ管轄セシムルト云フコトニ致シマシテモ、決シテソレ程ノ不便ハナイノデアリ
 マス、論ヨリ證據デアラ、民事ノ事件ハドウデアリマセウカ、ドンナ僅カノ金額ノコトモ盡
 ク區裁判所デ裁判ヲシテ居ルト云フコトガ今日ノ實際デアリ、即チ國民ノ中ニハモトト
 裁判所ヲ澤山殖ヤサナケレバ、人民ノ權利ヲ十分伸張スルコトガ出來ナイト云フコトヲ
 申スコトヲ聽カヌノデアリマス、金ヲ貸シテ取レナイ人ハ便利ノ區裁判所ガ出來ナイト云フ
 メル、斯様ナ犯罪ヲ犯シテ罰セラル、所ノ人ハ十分便利ヲ與ヘ、ヨリ以上ノ便利ヲ
 與ヘナケレバナラヌト云フコトハ、到底理窟ノ合ハヌコトデアラウト思フ、今日ハ遙ク臺灣
 カラ大審院マデ上告ノ途ヲ開クト云フ法案ガ提出セラレテ居ッテ、サウシテ滿場ノ諸君ガ
 殆ド之ニ御同意ノ傾キノアル今日ノ有様デアリマス、人民ノ權利ヲ尊重スル上ニ於テハ

少シ位ノ不便ト云フモノハ私ハ忍バナケレバナラヌト思フデアリマス、權利ヲ蹂躪セラル、
 ノト少シ位ノ不便ヲ忍ブノトガ、ドツチガ重イデアラウト云フ事柄ハ、容易ク判斷ノ出來ル
 問題デアラウト思フデアリマス、松田源治君ガ先キニヤハリ此違警罪即決例ニ關スル
 法案ヲ提出致シマシト時分ニ、其理由トシテ此警察 橫暴ヲ防グト云フデアリマス、
 成程警察ノ橫暴モアリマスケレドモ、警察ガ橫暴ニ互ルト云フノハ立憲治下ニ許スベカ
 ラザル警察犯處罰例ナド云フ 惡法ガアルカラ、遂ニ警察官ガ橫暴ニ互ルト云フコトデ
 アツテ、是ガ根ヲ絶タヌケレバイケマヘス、其禍根ヲ絶テ、斯様ナル天下ノ惡法ハ斷然廢
 シテ、初メテ警察ノ橫暴ヲ行フ餘地ガ無イト云フコトニ私ハナイデアラウト思ヒマス、
 無論此問題ニ付テハ隨分大問題デアリマスカラ議論ノアルコトデアラウト思ヒマス、ケ
 ドモ、ドウシテモ今日ニ於キマシテ斯様ニ變則ノ法律ト云フモノハ全然廢止シテ十分ニ
 人民ノ自由財產權利ト云フモノヲ保護スル途ヲ立テルノガ、即チ國民ヲ代表シタトコロ
 ノ者ノ義務デアラト確信スルデアリマス、ソレ故ニドウカマダ此問題ニ付テ申上ゲタイコ
 トガ澤山アリマスケレドモ、併シ此位ニシテ置キマセウカラ、ドウカ御熟考ノ上彼ノ松田君
 ノ案ト此案トヲ合セテ十分御研究ノ上ニ私ノ案ヲ御贊成アラント希望スル次第
 アリマス

○恆松隆慶君 本案ハ先ニ同種類ノ案ガ委員付託ニナツテ居リマスカラ其委員ニ付
 託セラレ、十分審査アラント請ヒマス

(贊成々々) (聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議、即チ本案ハ先キ松田源治君外一名ヨリ
 提出案、違警罪即決例ニ關スル法律案ト同一委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ア
 リマセウカ

(異議ナシ異議ナシ) (ト呼フ者アリ)
 ○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第七、刑
 法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス、小河源一君

第七 刑法中改正法律案(小河源一君提出)
 刑法中改正法律案
 第六條ニ左ノ但書ヲ加フ
 但短期又ハ寡額ハ其短ク又ハ寡キモノニ因ル

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 (小河源一君登壇)

○小河源一君 刑法中改正法律案ヲ提出致シマシタ理由ヲ辯明致シマス、此案ハ御
 承知ノ如ク誠ニ簡單ナル案デアリマス、併テガ司法事務ニ從事致シテ居ル者ハ遺憾
 ヲ感シ、又刑事被告人トナシテ出マスル幾多ノ者ハ日々道理ニ反シ、法律ノ趣旨ニ背キ
 マシテ、不法ノ判決ヲ受ケツ、アル此法律ノ改正ヲ致スノデアリマシテ、其事柄ハ頗ル
 緊要ナコト、信ズル、デアリマス、刑法第六條ニ依リマスレバ犯罪後ノ法律ニ依テ刑
 ノ變更ガアツトキハ輕キモノヲ適用スルト云フコトニナツテ居ル、犯罪後ノ法律ニ變更
 ガアリマスレバ輕キモノヲ適用スルト云フコトハ、是ハ勿論當然ノ事柄デアリマシテ、此
 法則ニ付テ何等私ニ於テハ異議ノアル譯デアリマス、若シ此法則ノ如ク、此法律
 ノ文章ノ如ク、果シテ輕キモノガ事實ニ於テ適用セラル、デアリマスレバ、改正ノ必要ハ
 ナノデアアル、併ナガラ此法律ノ文章ハ輕キモノヲ適用スルト云フコトニナツテ居リマス
 ドモ、今日事實上ニ於キマシテハ却テ多クノ場合ニ於テ重ク罰セラレト云フ事柄ニナツテ
 居ルノデアリマス、ナゼ斯様ノ結果ヲ現ハスカト申シマスレバ、刑法第十條ニ依リマシ
 テ、刑ノ輕重ヲ定メテアル比較的刑ハ兩方ノ刑ヲ比ベタナラバ、ドンナモノガ重イデア

カ、ドンナモノガ輕イデアルカト云フコトヲ定メタ此刑ノ輕重ヲ定メル事柄ハ甚ダ困難ナ
 ル仕事ト云ハナケレバナラヌ、ナゼナラバ刑法中刑ノ區別ヲ解キマシタナラバ或ハ長期ガ
 長ク、或ハ短期ガ長イト云フヤウニ種々ノ區別ガアツテ、幾百種ニ分レテ居ルノデアリ
 マス、此幾百種ニ分レテ居ルモノヲ一片ノ理窟ヲ以テ斯ノ如キモノハ重イモノノ
 輕イト云フコトヲ定メルデアアル、所謂千差萬別ノ現象ニ向ヒマシテ一律ヲ以テ定メル
 デアリマスガ故ニ、其輕重ヲ定ムルコトハ甚ダムツカシイコトデアルト云ハナケレバナラヌ、故ニ
 道理ニ依テ定メマシテ事柄ハ、事實適用ノ場合ニ於テ大ニ實際ニ適合イテ致サナイト云
 フコトニナルデアアル、一例ヲ舉ゲテ申シマスナラバ、舊刑法ニ於テ輕懲役即チ一年以上
 八年以下ノ輕懲役ニ處スル犯罪ガアルト、此犯罪ガ新法ニ於テ輕懲役即チ一年以上十年
 以下ノ懲役ニ處スルコト云フコトニナツテ居リマス、斯ノ如キ場合ニ於テ何レガ重イカト云
 フコトニナツテ居ル故ニ、一年以上十年以下ノ懲役ハ長期ガ八年テアル故ニ輕イ、故ニ斯ノ如キ場合
 ニ、舊法ノ六年以上八年以下ノ懲役ハ長期ガ八年テアル故ニ輕イ、故ニ斯ノ如キ場合
 ニ輕キ舊刑法ニ依テ罰スルト云フコトニナリマス、倍テ此場合ニ於テ被告人ハ如何ナル
 感ガ起ルデアリマセウカ、成程十年ト云フ長期ガ長イケレドモ此新刑法ニ於キマシテ
 幅ヲ廣ク致シマシタモノハ裁判官ガ或ル非常特別ノ場合ニ於テモ困難ナク重ク罰スルコ
 トモ出來ル、又輕ク罰スルコトモ出來ルト云フ非常特別ノ場合マダ想像致シテ、而シテ長
 期ヲ長クシ短期ヲ短クシテ、此刑ノ幅ヲ廣クシタ、舊刑法ノ幅ノ狭イノガ不自由ト云フ
 デ、刑ノ幅ヲ廣クシタ、故ニ長期ガ十年トアリマシテモ、十年九年罰セラレト云フコトハ
 容易ニナイ、餘程特別ノ場合ニ初メテ行ハレルトデアツテ、常ニ行ハレベキコトデアリ
 アル、故ニ却テ一年以上十年以下ノ此刑ノ範圍内ニ於テ裁判セラレマストキニハ、多ク
 ノ場合ニ於テ一年若クハ二年三年ノ刑ニ處セラレ、ヤウナ事柄ガ一番多イデアアル、
 然ルニ輕キモノヲ適用スルト云フ場合ニハ舊刑法ガ輕イト云フコトニナツテ居リマス、故ニ
 六年以上八年以下ノ刑ノ範圍内ニ於テ裁判官ハ罰シ、被告人ハ罰セラレナケレバナラ
 スト比較上言葉ニ於テ輕キモノヲ適用スルト云フコトニナツテ居リマスケレドモ、事實上ニ
 テハ重キモノヲ適用スルト云フコトニナツテ居ルデアアル、被告人若クハ辯護士ノ地位ニ
 立ツモノヨリ云ハセマシタナラバ、ドウカ裁判ハ重キ新刑法ニ依テ罰シテ下サイト云フコト
 フ懇願スルデアラウ、併ナガラ是ハ法律ノ規定ニ依テ舊刑法ヲ輕イトシテ、舊刑法ニ據
 ルコトニナツテ居ルカラ、如何ニ切望シテモ此切望ハ容レラレナイカラ、法廷ニ於テ此望ヲ
 述ベルモノハアリマスマイガ、心中ニ尋ネタナラバ、ドウカ此重イ新刑法ヲ適用シテ下サイ
 ト云フテ希望スルニ相違ナイデアアル、ソレ故ニ私ハ此輕キモノヲ適用スルト云フ此法律ノ
 趣旨ニ適合スルトコロ、改正ヲ致サウト考ヘマシテ此但書ニ——本文ハ其儘デアリシガ、
 輕キモノヲ適用シテ但短期又ハ寡額ハ其短ク又ハ寡キモノニ因ル——ト云フコトニ改正ヲ
 致スノデアアル、斯様致シマスト云フト、一應輕キモノヲ適用シ即チ長期又ハ寡額ノ寡イ
 ノヲ適用スルガ故ニ、少シモ犯人ハ不利益ヲ來スコトハナイ、更ニ罰金科料ノ如キ寡額
 ノ寡イモノハ其寡イモノニ從フト致シマシタナラバ、假リニ舊法ガ輕イトシタナラバ長期ハ
 舊法ノ輕イモノニ從ヒ、短期ハ新法ノ輕イモノニ從フ、斯ウ云フコトニナリマシテ初メテ法
 律ノ精神ヲ希望致シマストコロ、輕キモノヲ適用スルト云フ事柄ニ法律ノ趣旨ニ適合
 面シテ輕キモノヲ適用スルトコロ、何ニモ犯人被告人ヲ利スルガタメノ法律デアリマス、
 アリマス、是ハ正理ニ於テ左様ニナケレバナラヌデアアル、既ニ社會ガ以前ニハ罪ナリト
 前其法律ノアルトキニ犯罪罪モ法律變更ノ後罰セラル、コトハナイデアアル、以前
 ハ重ク罰セナケレバナラヌト法律ニ定メテアツテモ、後ニ其重イノハ不當デアツテ、輕ク罰シ
 テ宜シト云フ法律ガ出來マシタナラバ、縱令以前ノ法律ノトキニ犯罪罪ト雖モ、其

法律ハ以前ノ法律ノ非ナルコトヲ知テ改メタルアルカラ、新法ノ輕キモノニ依ッテ罰スルガ當然ノコトナル、何ニモ犯人被告ノ人ヲ利スル事柄ナクハナイノアル、而シテ私ハ此案ヲ提出シマスルトキニ頗ル案シマシタ、御承知ノ如ク此刑法ハ全國ノカヲ盡シマシテ昨年漸ク改正ヲ遂ゲタ法律アル、其昨年改正ヲ致シタ法律ヲ今年直チニ改正案ヲ提出スルコトハ如何ニモ不慎重ナイカト云フ非難ヲ受ケヤウカト云フノデ、餘程此點ニ於テハ注意ヲ致シマシタガ、併ナガラ若シ他ノ部分デアリマシタラバ取テ私ハ改正ニ喩フ容レキニ於テ必要ヲ感ズルノデゴザリマシテ、舊刑法ニ於ケルトコロノ輕罪ハ今二年半ノ中ハマダ期滿免除ニナラヌ、斯様ナ場合デアリマシテ重罪ト雖モ七年若クハ十年ノ間期滿免除ニナラヌ今日デアリマシテ、今日多ク裁判所ニ於テ審問ヲ受ケル事件ノ大部分ハ舊法時代ノ事件デアリマス、今數年ヲ去リマシタラバ其去ッテ後ニハ多クハ新法律ノ下ニ於テ犯罪デアリマスガ故ニ、新舊比照スルコトハ出來ナイノアル、此數年——二三年四五五年ノ間ガ最も必要ナ時期デアリマス、此時期ヲ過ギタラバ必要ヲ感ズナイコトニナル——全ク感ゼヌノデハナイ、後ニ法律ノ變更ノアルトキノ材料ニハナリマスガ、此大改革ノアリマシタ刑法改正ノ行ハレタ今日ノ如ク切ニ感ズルコトハナイノデアリマス、此事柄タルヤ甚ダ簡單ナリト雖モ其國家ニ利害ヲ及ボス事柄ハ頗ル重大ナ事柄デ、一日モ看過スルコトガ出來ヌモノデアリマスガ故ニ、昨年改正ニテタトコロヘ今日改正案ヲ提出スルコト云フコトハ、一度ハ恐縮ト思ヒマシタケレドモ、已ムヲ得ヌコト、シテ本案ヲ提出シマシタ次第デアリマス、ドウカ諸君御審議ノ上御贊成アラントラ希望致シマス

○花井卓藏君 質問ガアリマス、第一ニ本案改正ノ目的ハ彼ノ刑法ノ餘項ニ何等ノ關係ヲ有セス、刑法施行法ニ何等ノ響ク有セス、唯單ニ是ノミテ差支ナイト云フ御考デアリマセウカ

○小河源一君 私ノ考デアリハ是ノミノ改正ニ差支ナイト信ズルノデアリマス

○花井卓藏君 第二ニ伺ヒタイノハ本案ニ書イテゴザイマスル短期ノ短キモノ、寡額ノ寡キモノ云々ハ、法定刑即チ法律ニ於テ定メタル刑ニ依ルノアルカラ、又ハ裁判刑即チ裁判所ノ言渡シタル刑ヲ基礎トスルノアルカラ、其何レヲ基礎トスルカニ依ッテ本案ノ見方が大變違テ來ルノアル、又御趣意ノ徹底スルコトモ出來ヌヤウニナラウカトモ思ヒマスカラ、ツレバ伺ヒマス

○小河源一君 新法舊法ノ法律ニ定メタル短期ノコト云フノデアリマス

○花井卓藏君 確カニ法定刑カ基礎アルト認メテ宜シイノデスカ

○小河源一君 宜シウゴザイマス

○恆松隆慶君 本案ハ極ク簡單ナ問題デアリマスガ、併シ尙十分ニ調査ヲ要スル問題ト考ヘマスカラ、十八名ノ委員諸長指名アラントラ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 恆松隆慶君ノ動議ノ如ク、本案ヲ議長指名十八名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議アリマセウカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガ無イト認メマスカラ、其通ニ決シマス——次ハ日程第六、商法中改正法律案第一讀會——議案ノ朗讀ハ省略致シマス——松田源治君

第八 商法中改正法律案(松田源治君外三名提出) 第一讀會
 商法中改正法律案
 商法中左ノ通改正ス
 第二百二十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム
 株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ合併ニ因リ消滅スヘキ會社

ノ記名株式ハ第八十一條ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スマテ其旨ヲ公告シテ一時其讓渡ヲ停止スルコトヲ得

○松田源治君 簡單デアリマスカラ當席カラ申上ゲマス、商法ノ第二百二十三條第二項ヲ修正スル法案デアリマス、二百二十三條ノ第二項ニ於キマシテハ株式會社テ合併ノ決議ヲシタ時分ニハ總テ存續スル會社モ、合併ニ依ッテ解散スル會社モ、總テ解散ノ登記ヲスルマデハ株式ノ讓渡ヲ停止シテ居ルノデアリマス、是ハ合併ニ付テ頗ル不便デアリマシテ、株主ニ苦痛ヲ與ヘルコト少カラ、合併ニ依ッテ消滅シナイトコロノ存續スル會社ノ利益ヲ失フ場合ガ多イノデアリマスカラ、合併ニ依ッテ消滅シナイトコロノ存續スル會社ノ株式ヲ讓渡ヲ止メナクテモ、何等ノ弊害モ不便モアリマセウカ、株式ノ讓渡ヲ止メズシテ消滅スル會社ノ株券ハ會社ノ自由ニ依ッテ解散ノ登記アルマデハ停止スルコトガ出來ルト云フ隨意法ニシテ改正案デアリマスカラ、ドウカ本案ニ贊成セラレントラ望ミマス

○恆松隆慶君 本案ハ前ノ小河源一君カラ喋々辯セラレマシタ刑法中改正法律案ノ同一委員ニ付託セラレントラ望ミマス

(贊成々々)ヲ聲起ル

○議長(長谷場純孝君) 恆松隆慶君ノ動議ノ如ク、本案ヲ日程第七ノ同一委員ニ付託スルコトニ御異議アリマセウカ

(異議ナシ)ヲ聲起ル

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガ無イト認メマスカラ其通リ決シマス、日程第九印紙稅法中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス——議案ノ朗讀ハ省略致シマス——木村半兵衛君

第九 提出 印紙稅法中改正法律案(木村半兵衛君外一名) 第一讀會

印紙稅法中改正法律案
 印紙稅法中左ノ通改正ス

第三條中「金高千圓以下ノモノノ印紙稅五錢」ノ前ニ「金高百圓以下ノモノノ印紙稅二錢」ヲ加フ

(木村半兵衛君登壇)

○木村半兵衛君 極ク簡單ニ本案提出ノ理由ヲ申述ヘマス、此印紙稅法中改正法律案ノコトハ重ニ約束手形ニ係ルコトデ、此約束手形ノ印紙稅ト云フモノハ明治四十年前マデハ百圓未満、五百圓未満、千圓未満ト云フコトニナツテ居リマシタガ、四十年ニ改正ニナツタ後千圓以下ト云フモノハ悉ク五錢ト云フコトニナツテ居リマス、此タメニ全國ノ市場ニ非常ナル痛苦ヲ與ヘテ取引上ニ非常ナル妨ゲガ起リマシタ、其理由ヲ極ク簡單ニ申上ゲマスルコト云フト近イ例ハ八王子、若クハ上州伊勢崎或ハ桐生、足利ト云フヤウチ取引市場デハ一市ニ十方若クハ五方ノ取引ガアリマスガ、ツレガ皆約束手形ヲ以テ大概取引サレマシテ從前印紙稅法ガ出來ヌ前ニ絹札ト云フ札ニ金額ヲ書イテ、ツレガ紙幣ノ代リニ方々通用シテ居リマシタ、所ガ其手形ノ發行高ト云フモノガナカノ、夥シイモノデアリマスガ、ツレガ皆十圓若クハ二十圓、若クハ二十圓ト云フモノガ多イノデアリマス、所ガ千圓以下五錢トナツテ以來、容易ニ此小サナ手形ヲ出サヌヤウニナリマシテ、ツレガタメニ小サナ商人ハ物ヲ賣ルニハ或ハ甲ト乙ト併セテ賣ルカ、或ハ金額ガ百圓以上ニナラナケレバ手形ヲ書カヌト云フヤウニナリマシテ、非常ニ取引ガ阻害サレラユニナリマシタ、何故十圓二十圓ノモノニ向ッテ元ノ通リ約束手形ヲ書カヌカト云フノニ、重ニ手形ヲ發行スルノガ仲買人若クハ買次ギ商デアル、是等ノ者ノ口錢ト稱スル手數料ト云フモノハ、百圓ニ付テ一圓、即十圓ニ付テ十錢位ノモノデアリマシタ、所ガ約束手形ノタメニ五錢上云フ印紙稅ヲ取ラレト自分ノ得ルコトコロノ手數

官報號外 明治四十二年二月十九日 衆議院議事速記録第九號 商法中改正法律案 第一讀會 印紙稅法中改正法律案 第一讀會 一四七

料ト云フモノハ半分取ラレルコトニナル、ソレガタメニ小額ノモノハ約束手形ヲ書カスト云フコトニナツタデアリマス、大キナモノニナリマスト一市ニ於テ二百枚モ二百枚モ約束手形ヲ書イタモノガ、今日ハ五十枚カ六十枚シカ書カナイ、ソレガタメニ小サナ商人ハ非常ナ妨ヲ受ケテ居リマス、故ニ之ヲ改正シテ百圓以下ハ二枚ト云フコトニナリマス、約束手形ハハテリ從前ノ如ク一軒ノ家ニ二百枚モ二百枚モ使フコトニナリマス、政府ノ收入ガ殖産テ之ヲ使用スルコトコソ一般商工業者ハ助カレ、政府ノ收入ガ増シテカラニ一般ノ人民ガ助カレト云フ案デゴザイマスルガ故ニ、ドウゾ諸君ニ於テハ篤ト審査ノ上御賛成ヲ願ヒマス(拍手起ル)

○恆松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレレンコトヲ希望シマス

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議ノ如ク、本案ハ九名ノ委員、議長指名ト云フコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガ無イト認メマスカラ其通リ決シマス——日程第十、渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス——特別委員長武藤金吉君

第十 渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律案(武藤金吉君外一 第一讀會ノ續(委員長名提出) 律中改正法律案)

○武藤金吉君 當席カラ報告致シマス、委員會ノ經過及成績ハ原案ヲ贊成致シマシタ、而シテ此案ニ付キマシテハ宅地ノ建物ガアルタメニ此同様に地價ヲ修正スルノ必要ガ無イト云フコト、及此法律ハ此鑛毒ノタメニ土質ヲ惡變シタ、メニ即チ鑛毒調査會ノ解決ノ結果トシテ法律ヲ布カレタモノデアラカ、此法律ハ後ニナツテ之モ加ヘルト云フコトハ立法ノ精神デアリト云フコト、政府ノ同意セザル要旨デアリマス、而シテ本案ハ尙特別委員員三名選ビマシテ政府ノ意思ヲ質シテ見タデアリマスガ、結局政府ハ同意致シマセヌカ、委員會ハ二三對スルノ五ノ大多數ヲ以テ之ヲ至當ナルモノト可決致シマシタ、此段報告ニ及ビマス

○議長(長谷場純孝君) 菅原政府委員 (政府委員菅原通敬君登壇)

○政府委員(菅原通敬君) 本案ニハ遺憾ナガラ御同意ヲ表シ兼ネル次第デゴザイマス、渡良瀬川沿岸地方ニ於ケル鑛毒被害地ノ地租特別處分ノコトニ付キマシテハ曩キニ特ニ設ケラレタル鑛毒調査會ノ最モ詳密ナル調査ニ依リマシテ田畑ニ付テハ地價修正ヲナス必要アルモノモアルガ、田畑以外ノ土地即チ宅地山林原野池沼等ニ付テハ被害ノ程度輕微デ地價修正ノ必要ガナイモノデアルト云フ決定ガアツタデアリマス、其決定ニ基キテ此法律ガ出來タノテ、從テ其處分ハ完了シテ居ル次第デアリマス、然ルコト今日ニナツテ此法律ヲ改正致シ、即チ宅地以外ノ土地ノ地價ヲ修正スルコト云フコトハ政府ガ御同意致シ兼ネル次第デアリマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ニ付テ二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトニ付テ採決致シマス

○恆松隆慶君 本案ハ直チニ二讀會ヲ開キ、政府ガ反對スルト雖モ、本院ハ之ヲ是ト認メ二讀會ヲ省略シ、委員長報告通リ決セラレレンコトヲ望ミマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議ハ直チニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ贊成シタイト云フデアリマスガ、直サニ本案ノ二讀會ヲ開クト云フコトニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ其通リ決シ、直チニ本案ノ二讀會ヲ開キマス

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案 確定編

○恆松隆慶君 委員長報告ノ通り異議ナシ

○議長(長谷場純孝君) 恆松君ノ動議ノ如ク委員長報告通リ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイモノト認メテ委員長報告通リ決シマス、本案ハ是ニテ確定致シマス、次ハ日程第十一、工作物保護ニ關スル法律案第一讀會ノ續キ——特別委員長鵜澤總明君

第十一 工作物保護ニ關スル法律案(高木 第一讀會ノ續(委員長名提出) 益太郎君外一名提出)

○鵜澤總明君 本報告致ス前ニテ修正デ印刷ニ合ハヌモノガアリマシテ、ソレヲ發見致シマシタカラ第四條ヲ訂正ヲ願フテ置キマス、第四條ニ「民法第五百六十六條第一項第三項及第五百七十一條第一項第一條」其下「第一項」ト云フ二字ガ入ルコトニナツテ居ルデアリマス、第一條第一項ノ場合ニ之ヲ準用スルコトヲスルナラバ、完ク意味ハ同シテ字句ノ修正ノミデアリマス、委員會ノ經過ヲ報告致シマスガ、本案ハ既ニ提出者ノ高木君ガ此所ヲ説明致シマシタ通りニ地震震買ト云フコトニ關シマシテ、先ヅ借地人ノ保護ト云フヨリ建物ヲ保護スルコト云フ意味デ、德禽獸ニ及ブト云フコトガアリマスガ、是ハ德建物ニ及ブト云フコト、建物ヲ保護シテ議院ニ於テ功德ヲ施シテヤルト云フ案デアリマスカラ、從テ委員會ニ於テハ廣ク工作物ト云フヨリモ寧ろ建物ト名前ヲ變ヘタ方が宜シト云フコトヲ建物保護ニ關スル法律案ト名前ヲ變ヘタデアリマス、ソレカラ原案ニ於キマシテハ、如何ニモ簡單明瞭ニシテ定シテ字ノ如シト云フヤウナコトデアリマスケレドモ、込入ツタ問題デ民法ノ除外例ヲ設ケル次第デアリマスカラ、段々考ヘテ見ルト疑ガ起テ來ルコトニナツテ、ソレヲ簡單ナ原案アハドウシテモ意味ガ十分デアルマイ、サウシテ保護ノ目的ヲ達スルコトガムツカシカラウト云フヤウナコトコロカラ、修正案ハ第一條、第二條、第三條、第四條、併セテ附則ト云フヤウナコトヲ修正ガ出來タデアリマス、第一條、第二條、第三條、第四條、併セテ附則ト云フヤウナコトヲ修正ガ出來タデアリマス、第二條、第三條、第四條、併セテ附則ト云フヤウナコトヲ修正ガ出來タデアリマス、第三條ト云フコトハヤハリ民法ノ原則ニ從テ善意意思ヲ區別セズ直ニ第二條ニ對抗ガ出來ルコトニ致シタデアリマス、ソレカラ建物ニ付テハ既ニ大ナル形ガ存在シテ居ルカラ登記ガ無クテモ差支ナイデアナイカト云フ議論ガアリマシタガ、併ナガラ建物ハ登記法ト云フモノガ出來テ居テ賃借人ナリ地上權者ナリニ於テ登記ノ出來ルコトデアリマスカラ、ヤハリ登記ヲシタガ宜イト云フコトヲ登記ヲスルト云フ言葉ガ加ツタデアリマス、第二條八年ノキメテ地上權者ガ對抗スルト云フコトニナツテ、何年間其對抗ガ出來ルカト云フコト、ソレカラ又賃借權者ノ對抗ニ付テ何年間對抗ガ出來ルカト云フコト、是ニ付テハ大體ニ於テ現行ノ民法ノ原則ニ從テ第二條ニ於テ基礎ニ致シタラ宜カラウト云フコト、第二條ガ出來タデアリマス、ソレカラ第三條ニ於テハ賃借權ニ關シテハ隨分期間ノ定メナイノガアル、期間ノ定メナイノハ期間ヲ定メズシテ賃借ヲスルデアラカラ、明日家ヲ壞シテモ差支無イト云フヤウナ意味デ無ク、寧ろ建物ノ朽廢ノトキマデバ當事者ノ意思トスル譯デアラウト云フコト、第二條

備ガ出來ナイ今日デアリマスノテ、幸ニ斯ウニ云フ一千万圓ノ教育基金ト云フヤウナ美シキ歴史ノアル、國民ノ紀念トスベキ金ガアリマスノテ、其利子金ヲ積立テ、市町村ニ貸與ヘマスレバ、一方ニ於テ義務教育ノ延長ガ段々出來ルノミナラス、一方ニ於テハ教育者ノ非常ナ獎勵デアルト存ジマス、故ニ政府ハ一日モ早く此教育基金ヲ填補セラレンコトヲ希望スルノデアリマス、此理由ヲ申上ケレバ、此衆議院ニ於キマシテハ、恐クハ一人モ本案ニ不賛成ノ方ハアルマイト思ヒマスガ、貴族院ニ於キマシテモ同様ノ必要ヲ認メ、各黨派一致ヲ以テ同様ナル議案ヲ提出スルガ、貴族院ニ於キマシテモ同様ノ必要ヲ認メ、所ヲウカ本院ニ於キマシテモ同様ノ議案ヲ提出スルガ、政府ヲシテ國民ノ要望スル所ノ知ラカニ、政府ニ於キマシテモ同様ノ希望シテ居ル所ヲ御了承ニナツテ、國家ノためニ一日モ早く此教育基金ノ填補ヲセラレンコトヲ希望致ス次第デアリマス

○恆松隆慶君 本案ハ九名ノ委員、議長指名ナランコトヲ望ミマス
〔贊成ヤト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 恆松隆慶君ノ動議ノ如ク、本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ其通り決シマス、日程第十二、醫育統一ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、特別委員長山根正次君

第十三 醫育統一ニ關スル建議案(八木逸郎君提 (委員長報告))

○山根正次君 簡單デゴザイマスカラ是カラ申上ゲマス、此醫育統一ニ關スル建議案ノ委員會ハ一回開キマシテ、サウシテ一人モ缺ケナク皆委員ノ諸君ガ出ラレテ政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、是ヲ政府委員等ニ質問ガアリマシタ、此建議案ニ對シマシテハ政府委員モ此趣旨ニ對シテハ贊成スルト云フコトデアリマス、又大學令ノ改正或ハ經費或ハ年限等ニ對シテハ質問ガアリマシタガ、之ニ對シテハ政府委員ハ確答スルトコトハ出來ナイガ、漸次此目的ニ進ミタイト云フコトデアリマス、委員會ハ全會一致ヲ以テ贊成ヲ致シマシタカラ、滿場ノ諸君モドウカ此案ニ御贊成ヲ願ヒタウゴザイマス
〔拍手起ル〕

〔委員長報告通り異議ナシト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 本建議案ハ委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り決シマス、日程第十四ヨリ第二十マデハ請願ナルニ依リ、便宜上一件毎ニ委員長ノ報告ヲ求メ逐次議題トナシ、之ヲ採決シタイト思ヒマス、日程第十四 特別報告第一號、利根川水害豫防工事速成ノ請願外十六件ヲ議題ト致シマス、請願委員長立川雲平君

第十四 (特別報告第一號)利根川水害豫防工事 (委員長報告)

速成ノ請願外十六件

〔立川雲平君登壇〕

○立川雲平君 請願委員長トシテ請願委員會ニ於ケル經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、請願委員會ノ組織分科ノ別方ハ總テ前例ニ從テ致シタノデアリマス、唯今御報告致シマスハ即チ特別報告ノ第一號、利根川水害豫防工事速成ノ件、是ハ茨城縣稻敷郡阿波村大字須賀津五十五番地平民農竿代文藏外六十五名提出、ウレカラ同一ノ事件ヲテ外十六件ゴザイマス、其十六件ハ提出者ノ姓名ノミヲ御報告致シマス、横田龜五

郎外五十三名提出、吉田米吉外八十名提出、福田源五郎外九十二名提出、川崎隆三外三十二名提出、寺田臺二外二十九名提出、中村貴道外四十八名提出、櫻井五郎外五十二名提出、小神仁作外四十九名提出、大橋甚三郎外三十五名提出、平山佐一郎外五十一名提出、石井熊太郎外七十五名提出、平岡藏之助外七十六名提出、石島堅治外四十九名提出、坂本常之助外七十五名提出、玉村源吉外九名提出、永長忠平外九十二名提出、是ハ十七件總テ同一ノ請願デアリマシテ、ウレハ十四箇村ト二町ニナツテ請願人ノ八員ガ九百七十九人デアリマス、是ハ利根川ガ汎濫ヲ致シマスルタメニ害ヲ被ルコトガ頗ル甚シイ、其長ガ十里、幅ガ三里餘ニ及ブト云フ譯デアアル、昨年モ此請願ガ出マシタノデアリマスガ、此利根川ノ水害ハ當局者ニ於キマシテモ疾ニ承知ヲ致シテ居ルガタメニ、豫防工事ハ現ニ著手シ實行シツ、アルノデアリマス、今ハ第二期ノ工事中ニ係ツテ居ルノデアアル、然ルニ此請願ノ十四箇村三町ノ人ミガ心配ヲ致シマスルハ、彼ノ繰延ハ前政府ハ是ダケ繰延ベタ、現政府ハ是ダケ繰延ベタト云フ譯デアアル、競争スルヤウナ有様デアアルカラ、折角二期中ノ工事はアルモノラモ、尙繰延ベラル、ト云フヤウナコトガアツテハ、甚ダ迷惑デアアルト云フ事情ヲ具シテ一日モ早く豫防工事ヲ爲シ遂ゲテ實ヒタイト云フガ請願ノ趣意デアリマス、サウシテ政府ニ於キマシテハ、繰延ハ致シマシタケレドモ、ウレハ河川改修ノ總額ノ中ニ幾分ノ繰延ヲ致シタノデア、現ニ此利根川ノ工事ノ如キニ於テハ、繰延ノタメニ決シテ工事ヲ延期スルト云フヤウナコトハナイ、今現ニ二期ノ工事中デアリ、引續イテ三期ノ工事も著手スルノデアアル、此請願ハ政府モ其情ヲ諒シテ同意ヲ表スルト云フコトデアリマス、故ニ請願委員會ニ於キマシテハ採擇スルコトニ決シマシタノデアリマス、此段御報告ヲ致シマス
〔委員長報告通り採擇異議ナシト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 委員長ノ報告通り、此請願ハ採擇スルト云フニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 採擇スルト云フコトニ決シマス、日程第十五、特別報告第二號、酒田新莊間鐵道急設ノ請願

○議長(長谷場純孝君) 採擇スルト云フコトニ決シマス、日程第十五、特別報告第二號、酒田新莊間鐵道急設ノ請願ヲ議題ニ供シマス

第十五 (特別報告第二號)酒田新莊間鐵道急設 (委員長報告)

○立川雲平君 引續イテ御報告致シマス、本請願ハ山形縣飽海郡酒田町酒田商業會議所會頭荒木彦助外五名ノ提出ニ係ル請願デアリマス、是ハ奥羽線ノ新莊ヨリ酒田ニ至ル鐵道ノ敷設ヲ遠ニシテ與レト云フ請願デ、是亦昨年モ出マシタ請願デアリマス、政府モ亦必シモ反對ヲ致スノレハナイ、政府モ亦其希望ヲ有ツテ居ルト云フコトデアリマス、故ニ採擇ニ決シマシタ、此段御報告ヲ致シマス
〔委員長報告通り採擇異議ナシト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告通り、本請願ハ採擇スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、本請願ハ採擇スルト云フコトニ決シマス、日程第十六、特別報告第三號、山陰縱貫鐵道速成ノ請願外一件ヲ議題ニ致シマス

第十六 (特別報告第三號)山陰縱貫鐵道速成 (委員長報告)

○立川雲平君 報告ヲ致シマス、本請願ハ島根縣鹿足郡津和野町原新七外十一名山口縣吉敷郡山口町八木宗十郎外二十名、是ハ二件トナツテ請願ガ出マシタケレ

〔立川雲平君登壇〕

○立川雲平君 報告ヲ致シマス、本請願ハ島根縣鹿足郡津和野町原新七外十一名山口縣吉敷郡山口町八木宗十郎外二十名、是ハ二件トナツテ請願ガ出マシタケレ

ドモ、其請願スル趣旨ハ同一テゴザイマス、此請願ノ趣意ハ出陰線ノ延長即チ島根縣ノ今市ヨリ山口縣ノ小郡ニ至ルニ達スル所ノ縦貫線ヲ速ニシテ貫ヒタイト云フ請願、ツレカラ其趣意ノ中ニハ大峯ト云フ所ニ枝線ヲ敷イテ其枝線ハ萩ニ達スルヲサウテゴザイマス、之ヲ速ニ成功スルヤウニ致シタイ、成功スル方法トシテハ一端ハ今市ヨリ、一端ハ小郡ヨリ工事ヲ起シテ速ニ貫ヒタイ、斯ウ云フ趣意ナラバ、恆松君ノ如キハ最モ熱心ニ請願スルコトデアリマシテ、事情ハ是ヨリ以上ヲ聽カント欲スルナラバ、同氏ニ就テ御尋ニテレハ能ク分ルコトデアリマス、是ハ政府委員モ同意ヲ致シマシテ、兩端ヨリ工事ニ着手スルニ云フコトハ現ニ行ハレツ、アルコトデアリ、他ニモ其例ガ多クアルカラ左様ニ致シテ速成ヲ致シタイ、又大嶺枝線ノ如キアルノ豫定線ノ中ニナイケレドモ、調査費ト云フモノガアルカラ、其調査費ニ依テ速成ヲ致スト云フ考デアルト云フ、要スルニ此請願ハ政府ノ同意デアルト云フ趣意デアリマス、故ニ採擇ニ決シテ次第デアリマス、此段報告致シマス

○議長(長谷場純孝君) 唯今委員長報告ノ日程第十六ハ、委員長報告通リ採擇ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマス、採擇スルコトニ決シマス。日程第十七、特別報告第四號、足尾銅山鑛毒被害地地價修正漏ノ請願外二件ヲ議題ニ供シマス、委員長報告

第十七 (特別報告第四號)足尾銅山鑛毒被害地 (委員長報告)

○立川雲平君 本請願ハ群馬縣新田郡生品村大字市野井村四十九番地平民廣廣繼孫一郎外二十二名、同縣同郡鳥ノ鄉村大字長手村四番地平民廣石倉淺太郎外十三名、同縣邑樂郡柳谷村大字田谷村二十九番地平民廣大塚源十郎外百二十六名、此三件ノ請願ノ趣旨ハ明治三十七年法律第十六號、即チ渡良瀨川沿岸地方特別地價修正ノ法律ノ執行ノ上ニ於テ尙修正漏ニナラズニ對シテ、速ニ修正セラレテ居ルヲ請フコトニ趣意デアリマス、是モ議會ニ於キマシテハ毎年出ルコトノ宿題トナツテ居ルノデゴザイマシテ、要スルニ當局者ガ机上ニ於テ調査シテモ、實地ニ就テ真正ニ害ヲ受ケタモノデアリナガラ、未ダ此修正ガ恩澤ニ與カラズシテ、害ヲ受ケテ居ル又者ガ、却テ修正ノ恩澤ヲ受ケテ居ルト云フヤウナ事例ガアルコトデアリ、即チ修正漏レタル分ヲ速ニ修正ノ恩澤ニ浴シタイト云フノガ請願ノ趣意デアリマス、請願委員會ハ其意ヲ諒シ、且ツ其實實ヲ認メマシテ、此請願ヲ採擇スベキモノト決シマシタ、此段御報告致シマス

○武藤金吉君 チョット私ハ贊成ノ意ヲ表シ、併セテ此決議錄ニ殘シテ置キタイト思ヒマス、此案ハ唯今委員長ノ報告ノ通りノ事實デアリマス、而シテ此案ハ田畑ニ限ツテ漏レタ部分ヲ修正シテ呉レ、修正ノ等級ハ政府ニ一任スルコト云フ案デアリマス、而シテ私ハ提出致シマシタ此渡良瀨川沿岸地方特別地價修正法律改正案ニ付キマシテ、大藏大臣ニ會見ヲ致シタ際ニ、此修正漏レノ分ニ對シテハ政府ハ至急人ヲ派シマシテ調査ノ詮議ヲスルト云フコトニナツテ、今回ハ政府モ大ニ反省ヲ前通リシテ、此修正漏レニ對シテハ之ヲ直スト云フ意味ヲ漏ラサレマシタカラシテ、本案ハ前回通り溝場一致ヲ以テ御可決アラント云フ希望シテ、尙此コトヲ私カラ紹介議員トシテ申殘シテ置キマス

○議長(長谷場純孝君) 委員長ノ報告通り、本請願ハ採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、採擇スルコトニ決シマス。

日程第十八、特別報告第五號、足尾銅山鑛毒被害地地價修正ニ對シ再修正ノ請願外二件ヲ議題ニ致シマス、委員長報告

第十八 (特別報告第五號)足尾銅山鑛毒被害地 (委員長報告)

○立川雲平君 本請願ノ御報告ヲ致シマス、此請願ハ群馬縣新田郡鳥ノ鄉村大字鶴生田村八番地平民廣石倉類一郎外三十五名提出、同群馬縣新田郡強戸村大字菅鹽村四十九番地平民廣森儀八外百二十二名提出、此二件ノ請願者、趣旨ハ同一デアリマス、足尾銅山鑛毒被害地ノ地價修正ニ對シマシテ再修正ヲシテ貫ヒタイ、即チ以前ノ修正ハ折角被害地ニ對シテ、修正スルコトヲ要ラ得ラ居ラヌ、事實ニ於テ再修正ヲ致サスト云フ、其被害ヲ取除ケルコトガ出來ナイデアルト云フ請願ノ趣意デアリマス、是亦採擇スルコトニ決シマシテ、此所ニ報告ヲ致シマス

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告通り、本請願ハ採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、本請願ハ採擇スルコトニ決シマス。日程第十九、特別報告第六號、裁判所出張所新設ノ請願ヲ議題ニ致シマス、委員長報告

第十九 (特別報告第六號)裁判所出張所新設 (委員長報告)

○立川雲平君 本請願ノ趣旨ヲ御報告致シマス、是ハ岡山縣川上郡手莊村長難波健治郎外三名ノ提出ニ係ルモノデアリマス、裁判所出張所新設シテ貫ヒタイト云フノ、此管轄ハ岡山縣ノ川上郡ノ手莊村大賀村高山村日里村ハ其所轄タル所ノ高梁區裁判所成羽出張所トハ餘程遠隔シテ居ルノ、此所ニ更ニ裁判所ノ出張所ヲ設ケラレント望ムト云フデアリマス、是ニ對シマシテハ政府モ同意ヲ致シマシタ、併ナガラ不幸ニシテ本年二十四箇所ノ創設スルモノガゴザイマスケレドモ、是ハ未ダ本年創設スルコトノ分ニ入ツテ居ラヌケレドモ、早晚創設スル積リデアルト云フ政府ノ明言デアリマスカラ、是モ亦採擇スルコトニ決シマシタ、此段御報告ヲ致シマス

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告通り、本請願ハ採擇スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、本請願ハ採擇スルコトニ決シマス。日程第二十、特別報告第八號、海獸捕獲及海獸製革保護獎勵ニ關スル調査ノ請願ヲ議題ニ供シマス、委員長報告

第二十 (特別報告第八號)海獸捕獲及海獸製革 (委員長報告)

○立川雲平君 本請願ハ少シク趣旨ヲ御報告スル必要ガアルト思ヒマス、此請願ハ東京府北豐島郡三河島村大字三河島二千四百二十三番地平民南洋製革所技師井上龜之介外四名ノ提出ニ係ルモノデアリマス、此請願ノ趣旨ハ皮革ノ製品ノ需用ハ年々ニ激増シテ參ル、ソレ故ニ牛馬其他ノ獸畜ノ皮革ノ産額ハ一千万圓ヲ超スル次第デアリサウニゴザイマス、唯今ノトコロハ國內ノ産額ハ以テ國內ノ需要ヲ充テヌコトガ出來マセヌカ、輸入セネバ輸入ノ防シテ輸入ハ三箇年ヲ平均スルト九百餘方圓ト云フコトガ輸入シテ居ル、是ハ何トバカ輸入ノ防シテ輸入ハ三箇年ヲ平均スルト九百餘方圓ト云フコトガ輸入ガアデテ、牧牛ノ保護獎勵ナドニ於テ取調ヲ致シツ、アルサウニゴザイマス、ソレモ幾分カ輸入ヲ防グコトガ出來マセウガ、何サマ我帝國ハ環ラスニ海ヲ以テシテ居リマスカラ、此海

獸所謂海豚デアルトカ、海驢ノ皮ヲ取リマシテ、之ヲ製作ヲ致シマスルト、優ニ外品ノ輸入ヲ防グノミナラズ、却テ輸出スルコトモ尙出來ヤウト云フ、將來大ニ見ルトコロガアル、即チ將來ニ於ケル我産業上ニ於テ一大富源トモナルデアラウト云フ考ガアル、之ヲ今ニシテ保護シ、且獎勵ノ方法ヲ講ジテ置カナイト云フト、遂ニ此富ヲ看スノ、失ハナケレバナラヌト云フ殘念ナ境遇ニ立至ルト云フノデ、此請願人ノ如キハ其海豚海驢製シタル革ヲ以テマシテ吾ニ示サレタノデアリマスガ、誠ニ立派ナ皮革ガ出來ルノデアリマス、是ハ政府ニ於テ是非トモ獎勵保護ノ方法ヲ講ジラレノハ我國家ノ利益デアルト信ジマスカラ委員會ハ採擇スルコトニ決シマシタノデアリマス、願クハ滿場ノ御贊成ヲ得テ此事ノ事實ニ一日モ早ク現ハレルコトヲ切望致シマス

○恆松隆慶君 是ハ輸入防禦皮革ノ保護獎勵デアリマス、此請願ハ速ニ御採擇アツテ、政府ハ相當ノ調査ヲセラレンコトヲ望ミマス
○議長(長谷場純孝君) 本請願ハ委員長ノ報告通り、採擇スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、採擇スルト云フコトニ決シマス、御諮リヲ致シマス、決算委員松下軍次君病氣ノタメ辭任ノ申出アリ、許可シテ差支ナキヤ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 差支ナケレバ同君ハ第七部ノ選出ニ付キ、同部ノ諸君ハ補缺ノ互選アラシコトヲ希望致シマス、次ニ度量衡法改正法律案委員花井卓藏君病氣ノタメ辭任ノ申出アリ、許可シテ差支ナキヤ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 差支ナケレバ許可スルコトニ決シマス、而シテ該委員ハ議長指名ニ付キ、造船獎勵法中改正法律案外一件委員ニ横田虎彦君ヲ、非常特別稅法中改正法律案外一件ノ委員ニ鈴木惣兵衛君ヲ、各其補缺トシテ指名致シマス、小河源一君病氣ノタメ明十九日ヨリ十一日間請暇ノ申出アリ、許可シテ差支ナキヤ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、而シテ該委員ハ議長指名ニ付キ、造船獎勵法中改正法律案外一件委員ニ横田虎彦君ヲ、非常特別稅法中改正法律案外一件ノ委員ニ鈴木惣兵衛君ヲ、各其補缺トシテ指名致シマス、小河源一君病氣ノタメ明十九日ヨリ十一日間請暇ノ申出アリ、許可シテ差支ナキヤ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、諸般ノ報告ヲ致シマス
〔書記朗讀〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
齒科醫師法中改正法律案
提出者 山根 正次君 古 森 泰君
打狗築港速成ニ關スル建議案
提出者 齋藤 珪 次君 山本 悌二郎君 中村 啓次郎君
村 上 先君 柵 瀨 軍之佐君

一佐々木安五郎君ヨリ臺灣統治上對蕃策ニ關スル政府ノ方針ニ付テノ質問主意書、大竹貫一君ヨリ韓國統監政治ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

〔左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕
臺灣統治上對蕃策ニ關スル政府ノ方針ニ付テノ質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
明治四十二年二月十八日
提出者 佐々木安五郎 贊成者 卜部 喜太郎 外三十一名

臺灣統治上對蕃策ニ關スル政府ノ方針ニ付テノ質問主意書
一臺灣ノ蕃族ハ歷史上増殖の人種ニ非スシテ自滅の人種ニ屬ス故ニ暫ク之ヲ化外ニ置クモ決シテ臺灣ノ存立ヲ危クスル虞ヒナシ然ルニ政府ハ年々巨額ノ國帑ト多大ノ人命トヲ賭シテ急遽ニ之ヲ處分セント欲スルハ果シテ如何ナル切迫セル事情アルニ由ルカ
一若シ前條ノ理由拓植上ヨリ來ルモノトスレハ政府ハ今後幾年ヲ以テ蕃族ヲ平定シ幾年ヲ以テ拓植ニ著手スルノ胸算ナリヤ且ツ蕃地ヲ以テ我カ同胞ノ拓植ニ適當ナリト認メ得ヘキ理由ノ根據ハ那邊ニアリヤ
一政府若シ眞ニ蕃害ヲ取締ラント欲セハ蕃害ノ由リテ來ル所ハ土匪阿片ノ經路ト同シク武器供給ノ禍根實ハ一葦帶水ノ對岸ヨリ來ルヲ察シ須ラク嚴ニ沿海線ノ警戒ヲ爲スヘキニ却テ山中ニ曠日彌久シ徒ラニ奔命ニ維レ勞ル、ヲ厭ハサルハ果シテ如何ナル見地ヨリ來ルカ
一要スルニ政府ノ對蕃策ハ威壓ヲ主トスルカ懷柔ヲ主トスルカ或ハ威壓ト懷柔ト併用セントスルカ若シ然リトスルモ政府ハ此等ノ計畫上必須缺クヘカラスト言明セシ蕃界鐵道布設不成立ノ今日以後ニ在リテハ將サニ如何ナル方法ヲ以テ對蕃策ヲ遂行セントスルヤ

一近頃蕃族ニ對シテモ曾テ土匪ニ浴セシメタル歸順許可ノ恩典ヲ施スコトアリト聞ク此歸順許可ノ一事ハ憲法第一章第十六條ノ天皇ノ大權ヲ侵害スル恐レナキカ若無之トセハ何時如何ナル形式ノ下ニ政府ハ此重大ナル特權ヲ得タリヤ
韓國統監政治ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
明治四十二年二月十八日
提出者 大竹 貫一 贊成者 河野 廣中 外四十二人

韓國統監政治ニ關スル質問主意書
第一 統監府韓國保護政策ノ根本方針如何
第二 地方行政ノ不統一ニ陥リ不振ヲ極ルハ韓國ノ現状ナリ統監府力カ是ニ對スル刷新更張ノ方針如何
第三 伊藤統監ハ韓國現下ノ情勢ニ適セサル法令ヲ濫發セシメ徒ラニ文明ノ制度ヲ潤色スルヲ以テ改善ノ急務トナスモノ、如シ其效果如何
第四 韓國ニ於ケル日本官吏ノ官紀ハ甚タ弛廢セリト聞ク斯クノ如クニシテ果シテ韓國官吏ノ模範タルヲ得ルヤ如何
第五 統監府ハ新聞記者及通信員ヲ買收若ハ壓迫シ其他凡テノ言論ヲ拘束シテ韓國ノ真相ヲ壅蔽スルノ狀アリ其實如何
○議長(長谷場純孝君) 次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會

午後三時五十四分散會